

現行各国刑法のスペイ罪規定

飯田忠雄

一 イギリスにおけるスペイ罪の立法例

イギリスにおける機密保護法としては、一九一一年八月一日附公布の“*The Official Secrets Act*”(1 & 2 Geo. 5, c.

28) (公務秘密条例、ジョージ五世の一年および二年の二十八日付) およびこの条例を改正した“*The Official Secrets Act, 1920*”, (10 & 11 Geo. 5, c. 75) (一九二〇年一二月二二日付の公務秘密条例) がある。

一九一一年の公務秘密条例は、一三カ条からなり、一、スパイ行為に対する刑罰。二、情報の不法な伝達等。三、禁止場所の定義。五、条例により重罪を科せられた者は、条例により懲罰を宣告せられ得る。六、逮捕権。七、間諜隠匿に対する刑罰。八、訴追における制限。九、捜索令状。一〇、条

例の適用範囲と犯罪の審理の場所。一一、英國領土の法律に対する留保。一二、解釈。の一項目(第四条は削除、第一三条は、略称規定である)について、比較的詳細な規定を設けている。

一九二〇年の公務秘密条例は、一九一一年の公務秘密条例と一体として解釈されるべきものとして、規定されている(一九二〇年の条例の一一条)。この条例は、一三カ条からなり、一、制服の無権限使用、報告書の偽造、文書偽造、詐称、および虚偽の文書。二、外国の手先との通信は、ある種の犯罪の実行の証拠であること。三、警察の職員もしくは陸軍の軍隊の所属員に対する抵抗。四、電信の提供を命ずべき権能。五、郵便物の受領業務を処理する人々の登録および取締。六、犯罪の遂行に関して情報を与える任務。七、企図、扇動、そ

現行各国刑法のスペイ罪規定 (飯田)

の他。八、犯罪の審理および処罰に関する規定。九（一九一一年の条例への修正）。一〇、主要条例の小修正。一一、略称、解釈、および廃止。以上の見出の下に規定を設けている。」
のほか、世界大戦中には、外国人制限法等若干の法律を制定して軍事上の秘密の保護に努めていた。また植民地においても、たとえば、一九三五年六月一七日附の公務秘密法（海峡植民地公文書および情報漏洩防止法）などの立法がなされたいた。現行の秘密保護法としては、前記の一九一一年および一九二〇年の公務秘密条例を存するに止まる。その全容は、次のとおりである。

一九一一年、公務秘密条例 (The Official Secrets Act, 1911)

(シ) 一〇五年の一年および11年の条例二八号・1 & 2
Geo. 5, c. 2B.)

修正して一八八九年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act, 1889) を再制定する条例。〔一九一一年八月11日〕
1、スペイ行為に対する刑罰。——「もしもやれかの人が國家の安全もしくは利益に不利を及ぼす目的で――

(a) ハ) の条例において意味する範囲内のいやれかの禁止

された場所に、接近し「視察し、通過し」またはその附近に在り、または立ち入り、もしくは
(b) 敵に直接または間接に有用であると予測され、またはあるかもしない、またはあると思われる、いやれかの見取図、設計図、模型または覚書を、作製し、もしくは(c) 敵に直接または間接に有用であると予測され、またはあるかもしない、またはあると思われる「いざれかの秘密の公務用暗号書または合言葉、または」いざれかの見取図、設計図、模型、物品、または覚書、もしくはその他の文書または情報を、取得し「収集し、記録し、発表し」またはいざれかの他の人々に通報するときば、その人は重罪の刑に処せられる〔そして三年を下へないかへ七年を超えないいざれかの期間の懲役に処せられるべきものとされる。〕

II この条の訴追にあつては、被告人が国家の安全または利益を害する目的を指示できるいざれかの各々の行為について有罪であったことを指示する」とは、必要でない。そしてがよくな行為がいずれも被告人に対して立証されなくとも、被告人は、その場合の状況、またはその者の行為、または立証されたようなその者の知られている性格から、その者の目

的が国家の安全もしくは利益を侵害する目的であったことが明らかであるならば、有罪を宣告され得る。かつてこの条例で意味される範囲のいずれかの禁止場所に関する、またはそこにおいて使用される、いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報、もしくはかような場所におけるいずれかのもの、「またはいずれかの秘密の公務暗号書または合言葉」が、合法的な権限により行動している人以外のいずれかの人によって、作製され、取得され、「収集され、記録され、公表され」、または通報されるときは、反証がない限り、国家の安全もしくは利益を侵害する目的で、作製され、取得され、「収集され、記録され、公表され」、または通報されたものと、みなされるものとする。

二、情報の不法な伝達等。——(一) もし、禁止された場所またはかような場所におけるいずれかのものに関係しておりまたはそこで用いられる、またはこの条例に違反して作成されまたは取得された、または陛下の官職についているいずれかの人々によって、いずれかの人に秘密に委任された、または陛下の下の官職につきもしくはついた人としての、陛下を代表してなされた約定を保持しもしくは保持した人としての、

またはかのような官職または約定を保持しもしくは保持した人の下に使用されもしくは使用された人としての、その人の地位に伴ってその人が取得した「またはその人が接近した」、「いずれかの秘密の公務暗号書、または合言葉または」、いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を、所持または管理しているいずれかの人が――、

(a) その人がそれを通報すべき権能を与えていたる受報すべき人またはそれを通報することが国家のためにそこの人の職務である受報すべき人以外のいずれかの人に対し「暗号書、合言葉」見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を、通報するとき、または、

(aa) いずれかの外国権力のために、または国家の安全もしくは利益を侵害となるいずれかの方法で、その所持する情報を用いる」とき、

(b) その人がそれを保有する権利を有しない場合、またはそれを保有することがその人の義務に反しており「またはそれについての返還または処分に關して合法的な当局によつて発せられたすべての訓令に従がうことができない」場合、その人の所持または管理している見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書を保有するとき、

〔または

(c) 見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、秘密の公務用暗号書または合言葉または情報について正当な注意をすることができず、またはそれらのものの安全を危うくするよう行為する」ときは、

その人は、軽罪の刑に処せられる。

〔(1A) 軍需品に関連があるいづれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を、その所持または管理の中に置いているいづれかの人が、いづれかの外国機関に直接に、または間接に、または国家の安全または利益に害となるいづれかの他の方法で、それを、通報するときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。〕

〔(2) もしいずれかの人が、その人がそれを受けとる際に、その「暗号書、合言葉、見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報がこの条例に違反してその人に通報されていることを、知つて、または信すべき合理的な根拠をもつて、いづれかの「秘密の公務暗号書、または合言葉、または」見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を受けとるときは、その人が、その「暗号書、合言葉、」見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報がその人の要

求に反したことを立証するのでなければ、軽罪の刑に処せられる。

〔項(三)は、10 & 11 Geo. 5, c. 75 (ジョージ五世の一〇および一一年の七五号) の「一条により発止。」
三、禁止場所の定義。——この条例のために、「禁止場所」という語句は、次のことを意味する——

(a) 「陛下に所属または陛下によりまたは陛下に代つて占有したいいづれかの防衛官造物、兵器庫、海空軍施設もしくは駐屯所、工場、造船所、鉱山、鉱区、陣営、船舶、または航空機、またはそのように所属または占有されたいづれかの電信、電話、無線電信局または信号所、または事務所、およびいづれかの軍需品、またはそれに関するいづれかの見取図、設計図、模型、または文書を、建造し、修繕し、製作し、または貯蔵するために、または戦時に使用するいづれかの金属類、油、または鉱石類を獲得するため、使用されたいづれかの場所」。

(b) いづれかの「軍需品」またはそれに関するいづれかの「見取図、模型、設計図」もしくは文書が、陛下とのまたはそのいづれかの代表者との契約の下に、もしくは陛下を代表する別の方で、製造され、修繕され、「取得さ

れ、」または貯蔵されるといろの、陛下に所属しないいづれかの場所。および

(c) それに関する情報もしくはそれについての損害が敵にとって有用であるであろうという根拠によって、当分の間は、この条の目的にとって禁止場所であると、「國務大臣の命令によつて」宣言せられて、いる、陛下に所属するまたは陛下の目的のために用いられるいづれかの場所。

および

(d) いづれかの鉄道、街道、通路または水路もしくはその他の陸または水による交通手段（それの一部であるかまつたはそれと関係のあるいづれかの工場または建造物を含む）またはガス製造所、水道施設もしくは発電所またはその他の公共的性質の目的のための作業場、またはいづれかの「軍需品」またはいづれかの「見取図、模型、設計図」またはそれに関する文書が陛下のため以外で作成され、修繕され、貯蔵されているところで、それがそれに関する情報またはその損壊または障害もしくはそれの妨害が、敵に利益を与えるものであるという理由で、当分の間、この条の目的のための禁止場所であると、「國務大臣の命令によつて」指定せられている、いづれかの

場所。

〔第四条は、10 & 11 Geo. 5, c. 75 1 [一条により廃止] 五、条例により重罪を科せられた者は条例により軽罪を宣告せられ得る。——この条例による重罪である犯罪として責任を問われたいづれかの人は、情況がかような事實認定を正当化するならば、この条例による輕罪である犯罪の有罪と認められ得る。〕

六、逮捕権。——この条例による犯罪を犯していると認められるいづれかの人は、その犯罪が重罪であるとなからうと、またはかのような犯罪を犯しましたは犯すことを企図しもしくは犯すことに従事していることについて理由のある嫌疑をうけている人が何人であるとも、重罪を犯していると認められる人と同様の方法で逮捕され、および留置されることになる。

七、間諜隠匿に対する刑罰。——もしいづれか人が情を知つて、その人が他のいづれかの人がこの条例による犯罪を犯行中の、または犯した人であることを知り、もしくはそれを推測する相当の根拠を有するのに、そのいづれかの人を隠匿し、または情を知つて、自己の占有しもしくは管理下にあるいづれかの場所においてかよいう人々が会合しましたは集会するのを許容するときは、またはもしいづれかかかような人を

隠匿し、もしくは自己が占有した時は管理するいづれかの場所においてかような人々が会合または集会することを許容した人が、いづれかのかのような人々について報告することができるいづれかの情報を、警察の長に告発することを、「故意に怠りまたは拒否する」とときは、その人は、軽罪の刑に処せられる「および一年以内の期間の重労働を伴なうまたは伴わない投獄に、もしくは罰金に、または投獄と罰金の両方に処せられる」。

八、訴追における制限。——この条例における犯罪の訴追は、法務長官の承認によるかまたはそれをもつてするのでなければ、開始されないものとする。

かような犯罪で責任を問われた人を逮捕することができ、またはその人の逮捕令状が発布されまたは執行することができ、およびかような人を再拘留または再保釈し得る場合は、さ

れなかつた場合であつても、その承認が得られるまでは、さらに他の訴訟手続は、とられてはならない。

九、捜索令状。——(一) 治安判事が確かにこの条例による犯罪が犯されたかまたは犯されていることを思料する合理的な根拠があること、告発によって確信する場合には、治安判

事は、もし必要なときは、令状に指定されたいづれかの時にいづれかの家屋または場所に、強制的に、入ることを、およびそれに認められる家屋もしくは場所および各々の人を捜索することを、かついづれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書、または同様の性質のいづれかのもの、または犯されたもしくは犯されているこの条例の犯罪の証拠であるいづれかのもの、治安判事がその家屋または場所について、もしくはいづれかのかのような人について、かつ治安判事がこの条例の犯罪が犯されたもしくは犯されていると思料する合理的な根拠を有することに關してまたはそれとの関係において認めることができるいづれかのものを、差押えることを、それに指示した、いづれかの警官に権限を付与した、捜索令状を、発付することができる。

(二) 事件が大へん危急のものであり、かつ国家のために即時の措置が必要であると思われるときには、警察署長は、その手になる書面による命令によつて、いづれかの警官に、この条における判事の令状によつて発付されると同様の権限を、付与することができる。

一〇、条例の適用範囲と犯罪の審理の場所。——(一) この条例は、陛下の領土のいづれかの部分において犯されたとき、

またはいづれかよそでイギリスの公務員または臣民によって犯されたとき、この条例による犯罪であるすべての行為に適用される。

(二) この条例における犯罪が連合王国の外で犯されたと申し立てられたときは、犯罪が犯された場所におけるいづれかの管轄権を有するイギリス裁判所において、またはイングランドにおける高等裁判所または中央刑事裁判所において、尋問し、審理しかつ判決することができ、かつ一八〇二年の刑事裁判管轄権条例は、この犯罪条例に規定されたについて、高等裁判所と同様に、中央刑事裁判所に対しその条例によつて王座裁判所に対して与えられた裁判管轄権を保有すると同様の方で、適用されるものとする。

(三) この条例における犯罪は、通常もしくは四季に開廷のいずれの治安裁判所によつても、スコットランドにおける執行官裁判所によつても、または法によつて認められた最大の刑罰を含む犯罪を審理する裁判管轄権を有しない連合王国外のいづれの裁判所によつても、審理されなければならない。

(四) 刑法および訴訟手続条例（アイルランド）の規定は、この条例の規定によるいづれの審理にも適用してはならない。—— 英国領土の法律に対する留保。—— いづれかの英國

領土の立法機関によつてこの条例の通過前後に作られたいづれかの法律によつて、この条例に規定されているところと同様の効果があると陛下に思われる規定が作られているときは、陛下は、勅令によつて、当該英國領土内においてこの条例のもしくはそのいづれかの部分の執行を、その法律がそこで有効性を保持する限りは、かつもはやそうでなくとも、停止することができる、かつその勅令は、この条例において規定されたと同じ効果を有するものとする。

ただし、この条例、またはそのいづれかの部分の停止は、英國領土の政府によつてその政府の官職に任せられていない陛下に属する官職の保持者には及ばないものとする。

(註) オーストラリヤに関する S. R. & O. 1915, No. 1199; マルタに関する 1923, No. 650; インドに関する 1923, No. 1517 を参照。

一一、解釈。—— その他の点で論争を要する外は、この条例においては、——

陛下に属する場所についてのいづれかの規定は、その場所が現実に陛下に属するしないとにかくらず、連合王国のもしくはいづれかの英國領土の政府のいづれかの部門に属する場所を含む。

用語「法務長官（Attorney-General）」は、イングランドに

については、法務長官または法務次長 (Solicitor-General) を意味し、スコットランドについては、法務総長 (Lord Advocate) を意味し、またアイルランドについては、アイルランドの法務長官または法務次長を意味し、また、連合王国の外のいづれかの裁判所において起訴がなされるときは、その裁判所において法務長官またはイングランドにおける法務長官と同様の機能を執行する人を意味する。

通報または受領に関連する用語は、全部についてであらうと一部についてであらうと、また見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書であろうと、情報それ自身もしくは單に通報されまたは受領されるにすぎないそれについての内容、外見、または記述であると、いづれの通報または受領をも包含する。いづれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、もしくは文書を取得することまたは保持することに関する用語は、いづれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書の全部またはいづれかの部分を含む。またいづれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書または文書の通報についての用語は、見取図、設計図、模型、

物件、覚書または文書の運搬または譲渡を含む。

用語「文書」は、文書の部分を含む。

用語「模型」は、図案、雑型、および標本を含む。

用語「見取図」は、いづれかの写真またはいづれかの場所をもしくは物を表現するその他の方法を含む。

〔用語「軍需品」は、戦争に用いるために予定されもしくは適合されたいづれかの船、潜水艦、航空機、戦車、または類似の機械、武器および弾薬、水雷、または機雷、および現に用いられていると企てであると、かよくな

用途に指向されたいづれかの他の物品、資材、または装置の全部またはいづれかの部分を含む〕。

用語「陛下に属する官職」は、連合王国の、またはいづれかの英國領土の政府のいづれかの部門におけるもしくは属するいづれかの官職または使役を含む。

用語「この条例による犯罪」は、この条例の下に処せられるいづれかの行為、不作為、またはその他のことを含む。
「三、略称および廃止。——」この条例は、一九一一年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act, 1911) によって引用される」とがである。

〔項(1)は、17 & 18 Geo. 5, c. 42 (S. L. R.) によつ

廢止]

一九一〇年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act,

1920) (10 & 11 Geo. 5, c. 75)

一九一一年の公務秘密法を再制定する条例。

〔一九一〇年一二月二二日〕

一、制服の無権限使用、報告書の偽造、文書偽造、詐称、および虚偽の文書。――

(1) もしいずれかの人が一九一一年の公務秘密条例（以下原条例という）に示された範囲の、禁止場所に入ることを許され、または入ることを許されるよういすれかの他の人を助ける目的で、または上記の条例に示された範囲の国家の安全もしくは利益を侵害するいすれかの他の目的で、――

(a) 合法的な権限を与えないで、いすれかの海軍、陸軍、空軍、警察、またはその他の公務上の制限、または誤解すると思われるほどそれと似かよつたいすれかの制限を使用しもしくは着用し、またはいすれかがよくな制服を使用しもしくは着用する資格を与えられておりまたは資格を与えられた人であると偽称し、または

(b) 口頭で、またはいすれかの申告書もしくは申込書に

現行各国刑法のスペイ罪規定（飯田）

入して、またはその者によつてもしくはその者を代表して署名されたいすれかの文書において、知つていて、いすれかの虚偽の申告またはいすれかの怠慢の態度に出、もしくは默認し、または

(c) いすれかの旅券、またはいすれかの海軍、陸軍、空軍、警察、もしくは公務上の旅券、許可証、證明書、認可状、もしくはその他の同様の性質の文書（以下この条においては公務上の文書として述べる）を偽造し、変造し、もしくは不正手段を用い、またはいすれかのかような偽造され、変造され、もしくは変則な公務上の文書を

においては公務上の文書として述べる）を偽造し、変造し、もしくは不正手段を用い、またはいすれかのかような偽造され、変造され、もしくは変則な公務上の文書を

使用しまたは所持しており、または

(d) 陛下の下に官職に就いている人、またはその人に雇傭されている人であると、または公文書もしくは公務暗号書または合言葉が正式に発付されもしくは通信された人であるとまたではないと、詐称しもしくは偽つて申し立て、または公文書、公務暗号書もしくは合言葉を獲得しようとする意思で、その者自からかまたはいすれかの他の人に、情を知つて、いすれかの偽りの申立をする、または

(e) 政府部局または関係当局の権限付与なくして、いす

記された政府部局、または陛下の権能によつて任命され
もしくはその下に行動するいづれかの外交、海軍、陸軍も
しくは空軍当局の、またはそれらに属する、またはそれ
らによつて用いられ、作られもしくは供給された、いづ
れかの極印、印章または刻印を、または欺くことを予見
されるような、いづれかのかよな極印、印章または刻
印に酷似するいづれかの極印、印章もしくは刻印を、用
い、その所有にし、もしくはその管理の下に置き、また
はいづれかのかよな極印、印章または刻印を偽造し、
またはいづれかのかよな偽造された極印、印章または
刻印を、用いまたはその所有とし、もしくはその管理の
下に置く
ときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

(二) もしいずれかの人が――

(a) 国家の安全もしくは利益を侵害するいづれかの目的
で、いづれかの公文書を、使用済のものであらうとなか
ろうと、もしくは使用中のものであらうとなかろうと、
その人がそれを保持する権利を有しない場合、またはそ
れを保持することがその人の義務に反し、もしくはいづ
れかの政府部局またはその公文書についての還付もしく

は処分に關してかよな部局によつて権限を付与された
いづれかの人によつて発せられたいづれかの指図に応す
ることができない場合に、保持するとき、または

(b) その人の用途のみに発布されたいづれかの公

文書をいづれかの他の人が所持するのを許し、または同
様に発布されたいづれかの公用暗号用語もしくは合言葉
を伝達し、または、合法的な権限もしくは理由なくして、
その人以外のある人の用途のために発布されたいづれか
の公文書または公用暗号用語もしくは合言葉をその人の
所持の下に置き、または発見もしくはその他の方法でい
づれかの公文書を手に入れて、それによつてもしくはそ
の用途のためにそれが発布された人または当局に、また
は警察官に、それを返還することを怠りまたはその機会
を失ない、または

(c) 合法的な権限または理由なく、上述のようないづれ
かの極印、印章もしくは刻印を製作しもしくは売渡し、
または売渡すためにその人の所持の下に置く
ときは、その人は軽罪の刑に処せられる。

(d) 国家の安全もしくは利益を侵害する目的の立証を包含
するこの条に基づくいづれかの起訴の場合においては、原条

例の第1条の項(二)は、それがその条に基づく起訴に適用されると同様の方法で、適用されるものとする。

二、外国の手先との通信は、ある種の犯罪の実行の証拠であること。――

(一) 原条例の第一条に基づく犯罪による、ある人に対するいざれかの起訴において、その人が外国の手先と通信していた、もしくはそれと通信することを企てたという事実は、連合王国の内であると外であるとにかくわらず、その人が、國家の安全もしくは利益に害を与える目的で、直接にもしくは間接に敵のために役立つものであると予測され、または得る、もしくはあると思われる情報を、獲得した、もしくは獲得することを企てたという証拠とされる。

(二) この条のために、しかし上述の規定に一般の場合に反することなく――

(a) 人は、その人が反対を立証するのでなければ(次の

場合には) 外国の手先と通信していたとみなされる――

(i) その人が、連合王国の内外を問わず、外国の手先の住所を訪問し、または外国の手先と交わりもしくは会合をもった場合。または

(ii) 連合王国の内または外のいざれかで、外国の手先の名前もしくは住所、または外国の手先に関するいざれかの他の情報のいざれかが、その人に所持されているのを発見され、またはその人によつていざれかの他の人に供給され、もしくはその人によっていざれかの他の人にから獲得された場合。

(b) 用語「外国の手先」は、国家の安全または利益を侵害する行為を実行するために、連合王国の内外のいざれかで、直接的か間接的かのいざれかで、外国権力によつて雇われている、または雇われた、もしくは雇われることまたは雇われたことについて合理的に嫌疑をもたれているいざれかの人、または、連合王国の内または外のいざれかで、外国権力のために、かような行為を実行した、もしくは実行することを企てたことについて、合理的に嫌疑をもたれた、またはもたれているいざれかの人を、含む。

(c) 連合王国の内であろうと外であろうと、外国の手先に宛てられた通信を受けとるために用いられた住所であると合理的に疑がわっているいざれかの住所、または外国の手先が居住する、もしくはその者が通信を発受する

ために滞在する、もしくはその者がいざれかの仕事を処理する、いざれかの住所は、外国の手先の住所であると、およびかような住所に宛てられた通信は外国の手先との通信であるとみなされる。

(三) 警察の職員もしくは陛下の軍隊の所属員に対する抵抗——いざれかの禁止場所の附近におけるいざれの人も、警察署長または警察の監督者もしくはその他の警察職員、または陛下の軍隊のいざれかの構成員が、禁止された場所に関して、警備、歩哨、巡ら、または他の同様の業務に従事しているのを、妨害し、情を知つて欺き、またはその他の方法で抵抗しまたは妨害してはならない、そしていざれかの人がこの規定に違反して行為し、またはこの規定に従がうことができないときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

四、電信の提供を命ずる権能。——

(一) 国務大臣がかのような措置が公共の利益のため得策であると思われるときには、国務大臣は、その手にある令状によって、連合王国外のいざれかの場所へまたはその場所からの電信の送受のために用いられた、いざれかの電信ケーブルま

たは電線、もしくは無線電信のいざれかの装置を所有しましたは管理するいざれかの人、すべての電信のもしくはいざれかの明細に記された種類もしくは類型の電信の、または明細に記されたいざれかの人と場所から送られもしくはそこに宛てた、いざれかのかよなケーブル、電線もしくは装置によつて連合王国の外のいざれかの場所にまたはそこへ送受された、電信の、そのいざれかの原本および写本を、および上述したよななかよないざれかの電信に関するあらゆるその他書類を、国務大臣または令状の中で指示されたいざれかの人に示すことを、命ずることができる。

(二) いざれかの上所述のよな原本または写本もしくは書類を提示することを要求されて、そうすることを拒みまたは怠たるいざれかの人は、この条例による犯罪の刑に処せられ、かつ即決裁判条例に基づく有罪判決により、三ヶ月を越えない期間の重労働を伴なうまたは伴なわぬ監獄内拘禁に、または五〇ポンドを越えない罰金に、もしくはかよな監獄内拘禁および罰金の両方に、処せられる。

(三) この条において、用語「電信」は、一八六九年の電信条例 (the Telegraph Act, 1869) におけると同様の意味を有するものとし、また用語「無線電信」は、一九〇四年の無線

電信条例 (the Wireless Telegraphy Act, 1904) におかると同様の意味を有するものとする。

五、郵便物の受付業務を処理する人々の登録および取締。
（一）単独であろうといずれか他の業務と共にであろうと、書簡、電信、またはその他の郵便物を、それらが指定されて

いる人に配達または転送するために、報酬をうけて受付業務を処理するいざれの人も、その地区の警察職員の長に送付し得るときはすみやかに、警察職員の長による登録のために、業務が処理される場所である住所または諸住所と共に、事實について通知しなければならず、かつ警察職員の長は、かような人々の氏名と住所との登録を維持しなければならない。

それでもしかよくな通知を送るいざれかの人によって請求されたときは、一シリングの手数料の支払により、登録の証明書を発給しなければならない、そしてそのように登録された

それぞれの人は、警察職員の長に、次々に、業務が続行される住所または新住所のいづれかの変更の通知、および登録された諸事項の正確さを保持するために必要であるかもしけないその他の情報を提供しなければならない。

（二）上述のような業務を処理する人はいざれも、次の事項

を当分の間保管の帳簿に記載しなければならない。

（a）いざれかの郵便物が受けとられ、または受けとられた郵便物が引渡されもしくは転送されるように依頼した、それぞれの人の氏名および住所。

（b）郵便物の引渡または転送に関して受付られたいざれかの指図。

（c）受付られたそれぞれの郵便物の場合には、郵便物が来る場所、および（郵便スタンプによって示されたような）投函の日付および受付の日、ならびに郵便物の外側に示されているときには送り人の氏名および住所、および、書留郵便物の場合には、書留の日付および事務所ならびに書留郵便物の番号。

（d）引渡されたそれぞれの郵便物の場合には、引渡しの日付およびそれが引渡される人の氏名および住所。

（e）転送されたそれぞれの郵便物の場合には、転送された氏名および住所ならびに転送された日付。

そして、いざれかの人が前記のような帳簿に書簡の受取に対する署名をするまで、または、もしその人が郵便物が宛てられている人でないときは、それの引渡しに関する名宛人による署名された指図がその人に對して委託されるのでなければ、

その人に書簡を引渡してはならないし、また名宛人によって署名されたその趣旨への指図状が委託されるのでなければ、他の宛名人にその郵便物を転送してはならない。

(三) そのように保持された帳簿、およびいざれかのかような業務を処理している人によって受取られたすべての郵便物、ならびにいざれかのかのような人によって受取られた郵便物の引渡しまたは輸送に關するいざれかの指図は、あらゆる合理的な時に、いざれかの警察官吏によって検閲するためを開かれるものとする。

(四) もしいずれかの人がこの条の規定のいざれかに違反するかまたはそれに従うのを怠り、もしくはいざれかの偽りの情報を提供しまたはいざれかの偽りの登録をするならば、その人は、この条例による犯罪の有罪であるとされ、かつ、各々の犯罪に対し、即決裁判権条例による有罪判決で、一ヶ月を越えることのない期間の重労働を伴なうかまたは伴なわない監獄内拘禁に、もしくは一〇ポンドを越えない罰金に、またはかような監獄内拘禁と罰金の両者に、処せられるものとする。

(五) この条における何ものも、いざれかの新聞紙または定期刊行物が公刊されるところのいざれかの事務所に宛てられ

た郵便物、かような新聞紙または定期刊行物に出ている広告への反応としての郵便物であるときには、適用されない。

(六) この条における何ものも、一九〇八年の、更に一九二〇年の郵政省条例 (the Post Office Acts) もしくは一八六三年の更に一九二〇年の電信条例 (the Telegraph Acts) に基づく郵便長官 (the Postmaster General) の独占権に違反していると思われるいざれかのものを法定する表現するとして、解釈され得てはならない。

六、犯罪の実行に關する情報を与える任務。——警察職員の長に、またはその目的のために職員の長によつて任命された檢閲官の階級以下でない管理者もしくはその他の職員に、または警備、歩哨、巡ら、もしくはその他の同様の任務に従事した陛下の軍隊のいざれかの構成員に、要求に基いて、その人の手中にある原条例またはこの条例に基づく犯罪もしくは容疑犯罪に關するいざれかの情報を提供すること、および、そのような情報提供を命ぜられ、かつその人に合理的な費用の支払がなされるときは、かような情報を提供するために指図されるであらう合理的な時間にそのような場所に出頭することが、各々の人の義務であるとされる、そして、もしいず

れかの人がいざれかのかような情報を提供することを、または上述のように出頭することを、怠たるときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

七、企図、扇動、その他。——原条例またはこの条例に基いていざれかの犯罪を実行することを企図し、ある犯罪を実行することを勧誘し、扇動し、または他人に勧めてさせるよう努め、または原条例もしくはこの条例に基づく犯罪の実行に助力しもしくは教唆し、かついざれかの予備の行為をする、いざれかの人は、問題の犯罪が重罪、輕罪または略式犯罪であるに従つて、重罪または輕罪もしくは略式犯罪の有罪とされ、かつ有罪判決により、同じ刑罰に処せられ、かつあだかもその人がその犯罪を実行したと同じ方法で処分せられる責任があるものとする。

八、犯罪の審理および処罰に関する規定。——(一) 原条例またはこの条例に基いて重罪に処せられるいざれかの人は、三年以上一四年以下の期間の懲役に処せられる。
(二) 原条例またはこの条例に基いて輕罪に処せられるいざれかの人は、起訴による有罪判決での二年以下の有期の重労

働を課しましたは課さない監獄内拘禁に、または即決裁判権条例による有罪判決での三ヵ月以下の有期の重労働を課しましたは課さない監獄内拘禁に、もしくは五〇ポンド以下の罰金に、またはかような監獄内拘禁と罰金との両者に、処せられる。ただし、原条例またはこの条例によるいざれの輕罪も、法務長官の承認ある場合を除くほか、略式で処理されてはならない。

(三) 原条例もしくはこの条例による犯罪に対する人の審理のために、その犯罪は、その犯罪が現実に犯された場所においてかまたは犯人が発見されるかもしれない連合王国におけるいざれかの場所において犯されたとみなされる。

(四) 裁判所がいざれかの訴訟手続の公開を禁止することを維持できるいざれかの権限に加えるにかつそれを侵すことなく、もし、原条例もしくはこの条例による犯罪のためのいづれかの人に対する裁判所の面前での訴訟手続もしくは上訴手続の過程において、または原条例もしくはこの条例による重罪もしくは輕罪のための人の審理の過程において、検察当局によつて、訴訟手続の過程において、与えられるいざれかの証拠の、またはなされるいざれかの陳述の発表が、国民の安全に侵害となるという根拠によつて、公開手続の全部または

そのいづれかの部分を、ある種の証拠部分の訊問の間、禁止されるべきであるとする主張がなされるならば、裁判所は、その趣旨での命令をすることができる。ただし判決をする過程は、いづれの場合にも公開してなされるを要する。

(四) 原条例またはこの条例により有罪の人が、会社または

法人であるときは、その会社または法人の各重役および高級職員は、その人がその犯罪を構成する行為もしくは不作為がその人に無断でもしくは同意なしに起つたことを立証するのでなければ、同様の犯罪の刑に処せられる。

〔九条は、一九一一年の公務秘密条例の二条の項(一)に、項(二)によつて新しい項を、そして二条に新しい項(1A)を加えた。また項(二)によつて前掲一二条における「軍需品」の定義を加えた。〕

一〇、主要条例の小修正。——この条例の最初の項目(それは小項目に関するところ)の第二段に記された修正は、その項目の第一段に記された原条例の規定においてなされる。

一一。略称、解釈、および廃止。——

(一) この条例は、一九二〇年の公務秘密条例として引用されることができる。そして原条例と一体として解釈されなければならない。また原条例との条例とは、一九一一年および一九二〇年の公務秘密条例として同時に引用されることができる。

ただし――

(a) この条例は、次の領土、すなわちカナダ自治領、オーストラリア共和国(ここではパプアおよびノーフォーク島を含む)ニュージーランド自治領、南アフリカ連邦、ニューカウニドランド、およびインドのいづれにも適用してはならない。また

(b) 原条例における如何なる条項も、略式審理されるこの条例による犯罪をとどめて、スコットランドにおいては執行官によって審理されると、解釈されはならない。

〔項(二)は、17 & 18 Geo. 5, c. 42 (S. L. R.) によつて廃止〕

〔二〕この条例においては、用語「警察職員の長」("Chief officer of police")は、――

(a) ロンドン市の外以イングランドにおけるいづれの場所に關しても、一八九〇年の警察条例によつてそれとして指定された意味を有する。

(b) ロハムヘ市に關しては、市警察の長官を意味する。
(c) スコットランドに關しては、一八九〇年の警察条例
(スコットランド) によりそれとして指定された意味を
有する。また
(d) アイルランに關しては、首都ダブリンの警察管区
においては、その管区の警察長のいずれかを、またその
他の場所では、アイルランド王国警察隊の管区監督官を、
意味する。

(注脚) Halsbury's Statutes of England, v. IV, Criminal
Law, London, 1929, pp. 779-784. pp. 843-849.

II アメリカ合衆国におけるスペイ罪の判例

アメリカ合衆国の対諜報立法が、合衆国上院の外務委員会
(the Foreign Relations Committee of the U. S. Senate) が
一九四〇年発行された“国内安全保障便覧”(Internal Security
Manual)によれば、今日、破壊活動および諜報活動を処理
するため約五〇の法律となりてゐる。(1) それの中には
一九四六年 Atomic Energy Act (原子力法)、その第一
六条^a項にば、原子力スペイに對して死刑に処する旨の規定

現行各国刑法のスペイ罪規定 (飯田)

(II) (1) 147

がある。一九五〇年の Civil Defense Act (民間防衛法)、一
九五一四年の Communication Act (通信法)、一九五〇年の
Emergency Detention Act (緊急勾留法)、この法律は、国内
安全の緊急事態を大統領が宣言した時期において、「諜報活動
または破壊工作活動に従事し、もしくは從事する」と企て
た疑がある者」を逮捕または留置する権限を、検事総長に付与
している、一九五一八年の Foreign Agents Registration Act
(外国機関員登録法) だるがある。また、一九五〇年の、
Internal Security Act (国内安全保障法)、一九五一年の In-
vention Secrecy Act (発明秘密保護法)、一九四八年の Logan
Act (ローガン法) の法律は、外国政府との私的通信を規
制する、一九五〇年の Magnuson Act (マグヌソン法) の
法律は、アメリカ水域における外国船の行動を統制する、一
九五一年の Mc Carran-Walter Act (マッカラーン・ウォルタ
ー法) の法律は、移住に関する規制をする、一九三九年の
National Security Act (国家安全保障法)、一九三九年に修正
された Public Law 253, 80th Congress、一九五一九年
の Neutrality Act (中立法)、一九三九年に修正、一九五〇年
の Subversive Activities Control Act (破壊活動規制法)、一
九四九年の Hatch Act (ハッチ法)、一九四七年の Taft-Har-

tley Act (ターナー法)、一九四六年の Legislative Reorganization Act (立法再編成法)、一九五一年の Mutual Security Act (相互安全保障法、一九五一年修正) などは、
対諜報、対破壊活動の立法を含んでゐる。

諜報罪そのものにて立派したるものとてば、一九四八年の Federal Criminal Code (連邦刑事法典) の第III七章の 謀報規定がある。

「アメリカ合衆国では、一九一七年に諜報取締法 (Espionage Act; Act June 15, 1917, C. 30, Title 1, 40 Stat.) が制定された。すなれば、一九一七年六月一日の法律第三〇四号第一編は、諜報行為 (Espionage) に関する、諜報の罪についての規定六カ条(第一条から第六条まで)を設けたが、これが連邦刑事法典第三十七章 (Chapter 37. — Espionage and Censorship) の淵源である。その後、一九三五年に軍機保護法 (Military Secrecy Law) が立法されたが、その法律の第四章 (第III一条から第四二一条まで) が諜報の罪に関するものであり、その内容は、一九一七年の諜報取締法におけるそれを引きついだものであった。一九三八年には、重要海陸軍施設設備の撮影、描画、地図作製禁止法 (Act Jan. 12, 1938, C. 2, §§ 1, 2, 3, 4, 52 Stat.) が立法せられた。これらの法律は、一九

第七九一条 適用範囲

第七九二条 犯罪人の隠匿

第七九三条 防衛情報の収集、送信、または喪失

第七九四条 外国政府を助けるための防衛情報の収集および可渡

第七九五条 防衛設備の撮影および見取図作製

第七九六条 防衛施設の撮影のための航空機の使用

第七九七条 防衛施設の写真的の発表および販売

第七九一条 (適用範囲 Scope of chapter)

この章は、合衆国の海事裁判所及び海上管轄内ならびに公海において、合衆国内における同様に適用される。 (June 25, 1948, C. 645, §1, 62 Stat. 736)

第七九二条 (犯罪人の隠匿 Harboring or concealing persons)

この編の七九三条または七九四条の罪を犯し、または犯してゐる者を、知り、またはそれを信じ、あらへば疑つ

四八年の連邦刑事法典の第三十七章に継承されたこと。
連邦刑事法典に收められた諜報の罪の規定がなむ Chapter 37. — Espionage and Censorship の各条は、次のとおりである。

べる合理的な理由があらはむかわらず、かくまい、またはかへ者は、100、000ルル以下罰金または10年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する(June 25, 1948, C. 645,

§1, 62 Satt, 736.)

第七九三條 (防衛情報の収集、送信、または喪失 Gathering, transmitting or losing defense information)

何人であつても、当該情報が合衆国を害しまだは外国の利益のために用いられるであらうことを意図し、またはそれを信すべき理由があるのに、国家防衛に関する情報を獲得する目的のために、合衆国により、または合衆国もしくはその公務員または各省庁の管理の下に、または合衆国の排他的管轄内で、所有され、建設され、または建設中のおのおのの船舶、航空機、防衛施設、海軍構内、海軍軍港、潜水艦基地、燃料基地、堡壘、砲台、水雷艇根拠地、造船所、運河、鉄道、造兵廠、キャンプ、工場、鉱山、電信、電話、無線または信号の根拠地、建造物、事務所または国家防衛に関係ある他の場所、または船舶、航空機、兵器、軍需品または戦時に用いるための他の物質もしくは器具が、合衆国またはその各省庁との契約もしくは協定、または合衆国の代表者もしくは合衆国

を代表するその他の者との契約もしくは協定の下に、製作され、準備され、修理され、または貯蔵されている場所、もしくは、戦時または国家非常時の場合における布告によって、大統領により指定された、陸海軍の使用のための何かが準備され、建造され、貯蔵されている、すべての他の禁ぜられた場所に、行き、侵入し、上を飛行し、またはその他これらに關する情報、国家防衛に不利であると大統領が決定したと聞いての情報を収集する者は、または、

何人であつても、前項の目的のために、かつ同様の故意でもしくは信すべき同様の理由があるのに、国家防衛に關係のあるものについての、いずれかの見取図、写真、写真的原板、青写真、計画図、地図、模型、器械、装置、文書、記録、もしくは覚書を、撮影し、取得し、作製し、収集し、または撮影し、取得し、作製し、収集すべく企図する者は、または、何人であつても、前項の目的のために、下記のものが、この章の条項に違反するいづれかの人によつて、受領され、取得され、作製され、または処分されたか、またはそらされるであらうことなし、その者が受領しまたは取得し、または同意し、もしくはそれを受領または取得しようと企図する時ににおいて、知り、はまたは信すべき理由があるのに、いづれかの

人から、また何であらうといずれかの情報源から、国家防衛に關係のあるいづれかのものについての、いづれかの文書、記録、暗号書、暗号符号書、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、器械、装置、覚書を、受領し、または取得し、または同意し、もしくは受領または取得せんと企図する者は、または、

何人であつても、合法的または非合法に、国家防衛に關係のあるいづれかの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、器械、装置、覚書を、入手し、接近し、支配し、または、委託され、故意に、上記のものを、それをうけとる権利を与えられていないいづれかの人に、通信しましたは伝達し、もしくは通信または伝達せんと企図し、または故意に上記のものを保持し、それをうけとる権利を与えられた合衆国の職員や被傭者に要求あり次第それを引渡さない者、または、

何人であつても、国家防衛に關係のあるいづれかの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、覚書または情報を、委託され、合法的に所持したまゝ管理をする間に、上記のものが、重過失によりその固有の保管場所から移動させられ、または自己の

信頼を裏切られて何人かに引渡され、または失われ、盗まれ、または破壊されるのを許容する者は、

一〇、〇〇〇ドル以下の罰金または1〇年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する (June 25, 1948, c. 645, § 1.62 Stat. 736).

第七九四条 (外国政府を助けるための防衛情報の収集および引渡し、Gathering or delivering defense information to aid foreign government.)

(a) 何人であつても、それが合衆国の害になり、または外国の利益になるよう用いられるものとする意図またはそうする動機を有し、いづれかの外国政府に、または合衆国によつて承認されないと不承認であるとを問わずいづれかの国内外の党派または政党または陸軍もしくは海軍の部隊に、またはいづれかのその代表者、公務員、代理人、傭人、臣民、市民に対して、直接たると間接たるとを問わず、国家防衛に關するいづれの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、覚書、器械、装置もしくは情報といふじゆ、これを通信し、伝達もしくは送信し、または通信、伝達もしくは送信を企図する者は、1〇年以下の

監獄内拘禁に処する。

(b) 何人であつても、戦時に(a)項を犯す者は、死刑もしくは三〇年以下の監獄内拘禁に処する。

(c) 何人であつても、戦時において、同様のものが敵に通報されるであるういとを意図して、合衆国の軍隊、船舶、航空機、または戦争物資のいづれかの動き、員数、記述、状態または配備に関する、またはいづれかの海軍または陸軍の運用の計画または指揮もしくは保持されてる計画または指揮に関する、またはいづれかの場所の要塞もしくは防衛施設に對して着手され、またはそれに關する、もしくはそれを企図したいづれかの工事をもしくは処置に関する、いやれかの情報を、または、敵にとつて有益であるかもしれない公共の防衛に關するいづれかの情報を収集し、記録し、発表または通信し、または、引き出すことを企図する者は、死刑もしくは三〇年以下の監獄内拘禁に処する。

(d) 二人以上の者が、この条を犯すことを企図し、かような者の一人もしくはそれ以上の者が、共謀の目的を遂げるためのいづれの行為をなしても、いのような共謀の関係者の各人は、このよろ共謀の目的である犯罪に対する

」で設けられた刑罰に対する具体的な規定 (June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 737)。

第七九五条

(防衛設備の撮影および見取図の作製 Photography and sketching defense installations)

(a) 何人であつても、國家防衛のために、大統領が、あらゆる重要な陸海軍の諸設備または施設を、それに関する情報の一般的流布を防ぐ必要があるとして、指定するときは、陸海軍の駐屯隊、野営隊、駐屯地もしくは軍艦、陸海軍用機の指揮官の許可を得てのち、各個別の陸海軍もしくはその上級庁の當該命令により、かつ、上記の指揮官もしくはその上級庁に、作製した作品を速やかに提出して、検閲またはこの種の必要と認められる処置をうけた場合の外は、上記の重要な陸海軍諸設備または施設のいづれの写真、スケッチ、絵画、作図、地図もしくは絵画的描写も、作製することは、違法とされる。

(b) いの条に違反する者は、一、〇〇〇ドル以下の罰金または一年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する。または一年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する。(June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 737).

第七九六条 (防衛施設の撮影のための航空機の使用 Use of aircraft for Photographing defense insta-

lations)

何人であつても、いの編の七九五条に違反して、重要な陸海軍諸設備または施設の写真、見取図、絵画、作図、地図をしくは絵画的描写をもつて且つて、航空機の使用または航空やなわや空を飛^シるに用ひられ、もしくは企てひねたひやれの計略をも、これを使用または可能にする者は、一、〇〇〇ル以^テの罰金または1年以^テの監獄内拘禁に處し、または併科す。(June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 738.)

第七九七条 (防衛施設の写真の発表および販売) Publica-

tion and sale of photographs of defense installations)

大統領が、いの編の七九五条に掲げられた種類の範囲内にあらよだな重要な陸海軍諸設備もしくは施設を指定する日から110日およびそれ以後において、あらかじめ陸海軍の当該の駐屯隊、野営隊または駐屯地の指揮官、もしくは上級当局の許可を得ないで、上記の指定された重要な陸海軍の諸設備または施設のいずれの写真、見取図、絵画、作図、地図または絵画的描写を、これを複写し、発表し、販売し、または譲渡する者は、上記の写真、見取図、絵画、作図、地図または絵画的描写が、それが正式の陸海軍当局によつて検閲された

註(1) Provisions of Federal Statutes, Executive Orders, and Congressional Resolutions relating to the internal security of the United States, (Washington), 1953.

(注脚) Federal Criminal Code Annotated, by the Publisher's Editorial Staff, Title 18, 1950, pp. 203-205.

III ハヤコラムハ罪放題に及ばぬペイ罪

ハイリッジン刑法(1931年1月1日発効)は、その第二編犯罪と刑罰、第一章国家の安全と国際法に対する犯罪、第一節国家の安全に対する罪を規定しているが、その第一款が反逆罪とスペイ罪の規定である。スペイに関する規定は、一一七条(スペイ罪) 一二一〇条(敵対国との通信) 一二一一条である。

第一一七条

スペイ罪。——以^テの者には輕禁固の刑が科せられる。

一 権限なく、ハイリッジン群島の防衛に關する情報、計

画、写真、またはその他の資料を獲得するために軍、艦要塞もしくは海軍、陸軍の施設または地域に侵入する者。

二 その保持する職務に基いて前号に示された事柄、資料または情報を有しながら、外国の代表者にその内容を漏らした者。犯人が、公務員または公務従事者であるときは、一級重い刑が科せられる。

第一二〇条

敵対国との通信。——戦時において敵国軍隊に占領された領土と通信する者は、以下の如く処罰される。
一 もし通信が、政府により禁止されているときは輕禁固により、
二 その通信が暗号または隠し文によりなされるとときは重禁固により、そして

三 それによつて敵国に有用な通告または情報が与えられたならば、有期懲役で。そしてもし、犯人がその通告または情報を与えることによつて敵を援助する目的であったならば、有期懲役から死刑までの刑が科せられる。

四 フランス刑法におけるスパイ罪の立法例

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

フランスでは、古くからフランス刑法中に、国家防衛上の秘密保護のための刑罰法規が存在した。また第一次世界大戦の初期、すなわち、一九一四年には、戦時新聞紙の秘密漏洩抑制法（八月五日附）が制定され、一九三四年には、一月二六日附で、諜報行為および国の対外的安全を危険にする違法行動の鎮圧法が制定されている。また、一九三八年には、六月一七日附で、諜報行為の取締に関する大統領令が発布されている。

現行のフランス刑法は、一八一〇年に制定されて以来、幾度も改正されて今日に至つてゐるが、その第三部第一編第一章第一節は、國家の対外的保安に対する重罪および軽罪と題して、一二の条文（七五条から八六条まで）を設けている。その規定は次のとおりである。

第七五条

いずれのフランス国民も、次の行為をするときは、反逆罪の有罪とされ、死刑に処せられる。

一 フランスに対して戦うこと。
二 フランスに対して戦争行為にでるよう、外国の当局を誘導するため外国の当局と取引し、または、フランス領土

第七六条

「外國軍隊の侵入を容易にすること、または陸海空軍の忠節を密かに傷けること、または何であろうといずれかの他の方法により、そのための手段を外國の当局に提供すること。

三 いづれかのフランス軍隊または領土、フランスもしくはフランスの主権の下にある諸国に所属する都市、要塞、防禦工事、陣地、倉庫、兵器廠、用具、弾薬、船舶または航空機を、外國もしくはその代行機関に引渡すこと。

四 戦時において外國の軍隊に勤務のために応募することを、兵士または水兵にそそのかし、彼等のそうすることを容易にし、またはフランスと戦争中の軍隊に勤務するよう人々をそそのかすこと。

二 故意に、國家防衛のために用いられる船舶、航空機、材料、供給品、建築物または設備を、破壊または損害を与え、もしくは、それらの完成する前後において、情を知つて、それらの機能を低下させ、もしくは事故を生じさせるような性質を持つように、それについて、不完全な仕上をする。

三 情を知って、國家防衛を害する目的で、軍隊もしくは

この節の意味の範囲内では、フランスが主権を行使する国

の人は、兵士もしくは水兵として勤務する外国人と同様に、フランス国民とみなされるものとする。

この節の意味の範囲内では、フランスが主権を行使する国の領域は、フランスの領域とみなされるものとする。

いづれのフランス国民も、次の各号の行為をするときは、反逆罪の有罪とされ、死刑に処せられる。

一 いづれかの手段により、何であろうとも、外國もしくはその代行機関に、國家防衛の秘密を引渡し、または、何人といえども、いづれかの手段によつて、外國もしくはその代行機関にそれを引渡す目的で、かような秘密を入手すること。

二 故意に、國家防衛のために用いられる船舶、航空機、材料、供給品、建築物または設備を、破壊または損害を与え、もしくは、それらの完成する前後において、情を知つて、それらの機能を低下させ、もしくは事故を生じさせるような性質を持つように、それについて、不完全な仕上をする。

(a) 戰争資材の製造について故意に不完全な仕上げをし

たが、この不完全な仕上が事故を生ずるような種類のものでない場合。

(b) 国家防衛に用いられる予定の、または用いられている、資材もしくは設備の、故意による損傷もしくは破壊。

(c) これらの資材の運送をひどく妨害すること。

(d) 国家防衛を害する目的で、情を知つて軍隊の士気沮喪をさせる行動に閑与すること

集団によりかつ公然の暴力により実行された、この条の(a)(b)および(c)号に掲げられた重罪の一に該当する行為への、故意の関与、ならびにかような行為の予備もまた、独居禁固により罰せられる。

〔三一一一九五〇〕

第七七条

第七五条第二号、第三号、第四号、および第五号、ならびに第七六条第一号、第二号および第三号に該当する行為の一つを犯す外国人は、スパイ行為の有罪とされ、死刑に処せらる。

第七五条、第七六条およびこの条に該当する重罪の一つを犯すことの扇動または提議は、重罪それ自体と同様に罰せらる。

〔三一一一九五〇〕

第七八条

この法典で、国家防衛の機密とは、次のものをいう。

一 それに資格を与えられた者に対する場合のほか、その性質上、知らされてはならないところの、また、国家防衛のために何人に対しても秘密が保持されていなければならぬ軍事上ならびに外交上、経済上または工業上の情報。

二 その性質上、知らされてはならないところの、ならびに、その使用および所持の資格を与えられている者に対する場合のほか、如何なる者からも、その者による前項に掲げたカテゴリに属する情報をとられるおそれがあるため、秘密を保持されなければならないところの、物品、原料物、文書、設計図、下書き、地図類、測量図、絵画またはその他の複写物ならびにその他のあらゆる文書類。

三 政府により公表されておらず、かつ、前各号に掲げるところの、ならびに法律および閣僚会議の命令により公表、普及、暴露もしくは流布が禁止されているところに該当しないすべての、各種の軍事情報。

四 国家の対外的安全に対する重罪および軽罪の主犯者および從犯の発見および逮捕に対しとられる手段、もしく

は訴訟手続、取調または弁論についての情報。

第七九条

次の各号に該当するいかなるフランス国民もしくは外国人も、國家の对外的安全に対する行為の有罪とし、第八三条に掲げる刑罰に処せられる。

一 敵対行為により、政府の承認なく、フランスに対し宣戰布告をさせること。

二 行為により、政府の承認なく、フランス国民に対し報復をさせること。

三 平時において、外国の当局に奉仕するためにフランス領内で兵士を募集すること。

四 平時においてかつ政府の承認なく、敵国の人民もしくは代行機関との通信または関係を継続していること。

五 戰時においてかつ法定の禁止を無視して、直接または代理者を通して間接に、敵国の人民もしくは代行機関と事務的活動を行うこと。

第八〇条

次の各号に該当するいづれのフランス国民もしくは外国人も、國家の对外的安全に対する行為の有罪とされ、第八三条に掲げる刑罰に処せられる。

一 いづれかの手段により、何であろうともフランスの領土保全を害することを、もしくはフランスの主権からこの主権が行使されるところの領域の一部を取り上げることを行なつて遂げないこと。

二 フランスの軍事的もしくは外交上の地位に危険を及ぼす企図もしくは実施を、外国の代行機関と取引すること。

第八一条

次の各号に該当するいづれのフランス国民もしくは外国人も、國家の对外的安全に対する行為の罪とし、第八三条に定めるところにより、刑罰を科するものとする。

一 外国もしくはその代行機関に漏らす目的を有しないで、権限なく、かつ手段の如何を問わず、国家防衛上の秘密に接近をするか、あるいは、情を知つて、かつ権限もないのに、国家防衛の秘密として類別された物もしくは文書またはかのような秘密を暴露させるおそれのあるものを、保持するか、またはいかなる形式または方法によろうとも、公衆もしくは権限のない人に、かような秘密を漏らす者。

二 不注意、過失もしくは法令違反により、たとえほんのわずかの間であつても、その者に委託されたいづれの物件、資材、文書または情報、国家防衛上の秘密の暴露に導びく

かも知れないところの知識を、全部または一部、破壊され、運び去られまたは移転されるのを許容し、または、たとえ一部分であらうとも、それを、何人かが調査し、複写し、もしくは複製するのを許容する者。

三 正当な権限を有しないで、外国の当局または商社のために働くいづれかの人々に、国家防衛に関する計画、もしくは情報、調査またはかかる計画もしくは国家防衛に適応する工業の開発に関する過程のいづれかを、漏らしますを与える者。

〔一一二三一一九五八〕

第八二条

次の各号に該当するいかなるフランス国民もしくは外国人も、國家の対外的安全に対する行為の罪とし、かつ同様の刑罰に処する。ただし、是認される場合には、第七五条および第七六条に掲げる重罪の未遂に対しても定める刑罰を科することを妨げない。

一 変装し、または偽名を用い、またはその身元もしくは国籍を秘匿して、要塞、防禦工事、駐屯地または兵器廠、施設、野営地、露営地もしくは軍隊の陣営、国防に使用される海軍または商業用の船舶、航空機もしくは軍用武装車

輛、各種の陸海軍建築物、または国防のため運用される建築物もしくは構内に、近かづく者。

二 たとえその者が変装せずまたはその者の氏名、身元もしくは国籍を秘匿せずとも、国防を害するおそれのある通信をし、または放送をするための、いづれかの機関を秘密に組織した者。

三 外交上の承認によりまたはフランスの当局により権限を与えられることなく、外国の航空機に乗つてフランス領上を飛行する者。

四 陸海軍当局により指示されている禁止地帯において、かつ当局の認可なく、陣地、防禦工作物、陣営または陸海軍の建築物の内またはその近くの模様、絵画、図形もしくは地形をあらわす作品を、作製する者。

五 法令による禁止にもかかわらず、要塞または陸海軍の建築物の周辺の立入禁止区域に立ち入る者。

第八三条

戦時において犯されるとき、國家の対外的安全に対する行為は、有期の重労働により罰せられる。

平時において犯されるとき、國家の対外的安全に対する行為は、一年から五年までの投獄によりまたは三六万フランか

ら三六〇万フランまでの罰金により罰せられる。

前二項の規定にかかるらず、第七九条第一号、第八〇条第一号、第八一条第一号、第八二条、第一〇三条もしくは第一〇四条の罪の場合においては、投獄の刑罰は一〇年まで、罰金は七二〇万フランまで増すことができる。

戦時においてあらゆる他の故意に実行された、他の法律により別に罰せられる、国防に害を及ぼすそれのある行為は、一年から五年までの投獄により、または三六万フランから三六〇万フランまでの罰金により罰せられる。

なおこれに加えて、有罪の判決をうけた者は、常に、この法典の第四二条により規定された、五年以上二〇年以下の市民権の喪失を宣告される。またその者は、行動の自由の制限をうける。

未遂は、既述と同様に罰せられる。

第八四条

〔一二一二三一一九五八〕

重罪もしくは軽罪の組成物件および犯罪の遂行に用いられた道具もしくは手段の没収は、それらが犯人に属するかどうかについての取調べを要しない。

犯人により獲得された報酬、もしくは報酬が差押できなか

つた場合は、その価額は、判決の力により国庫に帰するものとする。

重罪が戦時に犯される場合は、刑法典の三七、三八および三九の各条が適用される。

刑罰を科すおよび審理が係属中の拘留に関する規定を適用する目的では、国家の対外的安全に対する重罪および軽罪は、通常の重罪および軽罪と同様に取り扱われるものとする。第四六三条は裁判管轄権を有する裁判所の判定によって適用され、この法典の要件と一致させられる。

〔一二一二三一一九五八〕

第八五条

第六〇条および第四六〇条に規定する者以外のフランス国民もしくは外国人で、(下記の行為があつた)者はいざれも、従犯または故意者として処罰される。

一 國家の対外的安全に対する重罪もしくは軽罪の正犯の関心事および目的を知つて、正犯に助力、慰め、宿泊、隠れ家もしくは会合の場所を与える(者)。

二 重罪または軽罪の正犯の通信を知つて運送し、重罪または軽罪の目的物の探索もしくは隠匿、運搬または伝達にあたつて、いずれかの方法で、情を知つてそれらを援助す

る(者)

三) 重罪または軽罪の任務に用いられまたは用ひられるべ
きものであつた目的物および手段ならびに重罪または軽罪
によつて獲得された目的物、資材または文書を、情を知つ
て隠匿する(者)。

四) 重罪もしくは軽罪の捜査、証拠の発見および犯人の処
罰に役立つ公文書もしくは私文書を、情を知つて破棄し、
回収し、受取り、隠匿し、もしくは偽造する(者)。

第六一条第二項および第三項の下では、裁判所がその者の責
任を免除すべきものであるときは、重罪または軽罪に他のい
かなる方面からみるも関係をもたない者を除いては、この条
項を適用する。

[一一・四一・九四四]

第八六条
他に特に規定するといふを除いては、国家の対外的安全に
対する重罪および輕罪に対する刑罰は、戦時のみならず平時
の犯罪にも適用される。

この章の条項は、反逆行為および諜報行為に関して規定が
あれば、陸海軍に対する軍事裁判諸法典の規定の適用をさま
たげるものではない。

戦時もしくは平時の「でれじおこじ」政令 (décret en
conseil des ministres) によつて、政府は、政府の対外的安全に
対する重罪および輕罪についての規定の全部または一部を、
同調国に対し犯された同様の行為に対し、及ぼすなどがで
ある。

[七一・一九一・九三九]

(出典) The French Penal Code,

the American Series of Foreign

Penal Codes, v. 1, pp. 43-49.

五 イタリヤ刑法に規定するスペイ罪

イタリヤ刑法 (一九三〇年一〇月一九日制定) は、その第
11編 (各別の犯罪について) 第一章 (国家の人格に対する犯
罪) 第一節 (国家の国際人格に対する犯罪について) におい
て、九カ条の国家の秘密の防護のための罰則を設けている。
この中には、スペイ行為を罰することを直接の目的とするも
ののほか、秘密文書や記録の隠匿、偽造、放置、国家秘密の
漏洩、暴露もしくは利用など国家秘密の安全を侵害するもの
も含まれている。その全容は、次のとおりである。

二年以上八年以下の禁固刑に処する。

死刑は、行為が戦争のための国家の準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合に、科する。

(國家の安全に関する記録または文書の隠匿、偽造もしくは放置)

たとえ一時的にもせよ、國家の安全またはその他国内もしくは國際の、國家の政治上の利益に関する記録または文書の全部または一部を隠匿、破毀または偽造し、入手し、持ち去りまたは横領する者は、八年以上の禁固に処せられる。

死刑は、行為が戦争への國家の準備または用意もしくは軍事行動が侵害された場合に、適用する。

第二五六条

(國家の安全に関する情報の入手)

國家の安全のため、または、一般的に、國家の国内的または國際的政治的利害関係から、秘密にしておかなければならぬ情報を入手する者は、三年以上一〇年以下の禁固に処せられる。

第二五七条

(政治的または軍事的スパイ行為)

政治的または軍事的スパイ行為の目的で、國家の安全のために、または一般に、國家の国内的または國際的政治上の利害関係から、秘密にしておかねばならない情報を、入手する者は、一五年を下らない禁固に処せられる。

死刑は、(次の場合に)科せられる。

一、その行為が、イタリー国と戦争関係にある国家のために、犯されている場合

二、その行為が、戦争のための国家の準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合、

第二五八条

(発表を禁ぜられている情報についてのスパイ行為)

この章の規定の範囲内では、國家の政治的利害関係から秘密にしておくを要する情報には、国内的もしくは國際的政治的秩序の理由から公表されない政府の文書記録の一部が含まれるものとして理解される。

当該官庁がその発表を禁じた情報に関するものについては、

無期懲役は、その行為がイタリー国と戦争関係にある国家

の利益において犯される場合に、科せられる。

死刑は、その行為が国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合に、科せられる。

第二五九条

(過失による助長)

第二五五条、第二五六条、第二五七条および第二五八条に掲げる犯罪の一つの実行が、文書または記録の占有にあたって存在し、または情報を通知する際の過失によつて、可能にされ、または単に容易にされるにすぎないときには、これは、一年以上五年以下の禁固に処せられる。

国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦が侵害されるときは、三年以上一五年以下の禁固を科する。

軍事的の国家関与により、立入を禁止されているところの場所、または領土、領海もしくは領空に対する監督または監視にあたり存在する過失によつて、上記の犯罪の実行が可能にされ、または単に容易にされるにすぎないときには、同様の刑が適用される。

第二六〇条

(軍用地への非公然侵入およびスパイ行為手段による不当占有)

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

次の場合には、一年以上五年以下の禁固に処せられる。

一 軍事的な国家関与により、立入が禁止されている場所あるいは領土、領海または領空へ、非公然にまたは策略をもつて、侵入する（場合）

二 上掲の場所または領域に近づき、またはそれらの近くにおいて、第二五六条、第二五七条および第二五八条に掲げる犯罪の一つの犯行に適する方法により、不当な占有に關係している（場合）

三 第二五六条において指定されている情報の引渡しに適当であるところの文書または何か他の物品の、不当な占有に關係している（場合）

前項各号に掲げる行為のいづれかが、戦時に犯された場合には、三年以上一〇年以下の禁固に処する。

第二六一条

(国家の秘密の漏洩)

第二五六条に規定した秘密の性質の情報を漏洩する者は、五年以上の禁固を以て罰せられる。

戦時に違反行為をし、または国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦が侵害されたときは、一〇年以上の禁固刑に処する。

犯人が政治上または軍事上の諜報行為の目的のために行動したものであるときは、この条の第一項の場合には長期懲役、また第二項の場合には死刑を適用する。

前号の規定において制定された刑は、情報を取得した者にもまた適用する。

過失による行為を犯したときは、この条の第一項の場合に行われたときは、六ヶ月以上二年以下の、また第二項に規定した事情に当るときは、三年以上一五年以下の禁固刑とする。

第二六二条

(公表を禁止された情報の漏洩)

権限のある当局が流布を禁止した情報を漏洩する者は、三年以上の禁固をもって罰せられる。

行為が戦時になされ、もしくは戦争への国家の準備または用意もしくは軍事行動が侵害されたときは、一〇年以上の禁固刑に処する。

犯人が政治上または軍事上の諜報行為の目的のために行動したものであるときは、この条の第一項の場合には一五年以上の禁固、また第二項の場合には死刑を適用する。

前号の規定において制定された刑は、情報を取得した者にもまた適用する。

過失による行為を犯したときは、この条の第一項の場合に行われたときは、六ヶ月以上二年以下の、また第二項に規定した事情に当るときは、三年以上一五年以下の禁固刑とする。

第二六三条

(国家の秘密の利用)

国家公務員または公務受任者が、公務または職務に基いて知得したところの、かつ国家の安全の利益のために秘密に保たねばならないところの、発明、科学上の発見または新しい工業上の応用を、自己または他人の利益に使用する者は、五年以上の禁固により、および一万リラ以上の罰金をもって罰せられる。

イタリア国と戦争中の国家の利益のために行為を犯し、または戦争への国家の準備または用意もしくは軍事行動を侵害したときは、犯人は死を以て罰せられる。

イタリア刑法典には、上述の諸規定のほか、その第三編(各別の違警罪について)の第一章(警察違警罪について)第一節(治安警察に対する違警罪について)第三款(ある種の罪の予防に関する違警罪について)第一項(秘密の予防保護に関する違警罪について)に、一ヵ条を設けて次のように

規定ある。

第六八二一条

(国家の軍事上の必要によつて接近禁止された場所への無許可立入)

國家の軍事上の必要によつて接近を禁止した場所へ立入る者は、その行為が「そう重い罪を構成しない場合である」れば、三月以上一年以下の拘禁もしくは五〇〇リラ以上三〇〇〇リラまでの料料により处罚せられる。

○リラまでの料料により处罚せられる。

(注脚) Das Italienische Strafgesetzbuch vom 19. Oktober 1930; Dr. K. Bunge, Berlin und Leipzig 1933, SS. 105-108.

六 アルゼンチン刑法典（一九三一年改正法）

おさなスペイ罪。

アルゼンチンの現行刑法典の第11巻罪は、111の編からなつてゐるが、その第九編が「国家の安全に対する罪」と題されてゐる。この編は、第一章叛逆罪および第二章国家の平和と安全を危くする罪との二つの章からなる。その全容は、次に掲げるところであるが、国家の秘密または軍事上の秘密の

漏洩または入手についての規定は、11111条から111四条までの三カ条である。そのうち、11111条1項は政治的または軍事的国家秘密のスペイ行為、111四条は軍事上の秘密についてのスペイ行為を犯罪とするものである。刑罰は他の国にそれに比較すれば軽いもので、比較的短期の拘禁刑が科せられてゐるにすぎない。

第一章 反逆罪

第11四条 アルゼンチン人またはその他の公の地位もしくは職務のために国家に服従すべき義務を有する者で、国家に対し武力を行使し、またはその敵に加担しもしくは何らかの助力もしくは扶助を与えることやれの者も、その行為がこの法典のいずれの他の条項においても罰せられないことやに限り、10年以上二十五年以下または無期の刑務所内拘禁もしくは拘禁により、かついずれの場合にも終身の資格剥奪により罰せられる。

第11五条 無期の刑務所内拘禁または拘禁は、前条に規定した犯罪を犯すいずれの者にも、次の場合に、科せられる。一 全くもしくは部分的な国家の外国領への隸属、または国家の独立もしくは保全の侵害をする行為を、故意に実行する場合。

二 外国の権力機關を煽動したは勧誘して共和国に対し
て戦争宣言をさせる場合。

第二一六条 この章の前二条に列挙されたいづれかの場合に
叛逆罪を犯すもしくはそれ以上の者の陰謀に加わるいづ
れの者も、その陰謀がかかるいづれかの犯罪の実現が開始
される前に発見された場合には、一年以上八年以下の刑務
所内拘禁または拘禁により罰せられる。

第二一七条 犯罪の実行が開始される前に、いづれかの当局
に陰謀を知らせる陰謀者は、いづれの刑務所内拘禁からも
免除される。

第二一八条 この章の前各条に規定した刑罰は、そこに掲げ
られた行為が共通の敵に対する戦争中、共和国と同盟した
いづれかの権力に對して犯された時にもまた、適用される。

第二章 国民の平和と安全を危くする罪

第二一九条 国家の政府による権限付与がないのに、いづれ
かの敵対行為によつて、國家に對して宣言される戦争の危
険を惹起し、もしくは国民の身体と財産に報復を惹起しそ
の国民を何らかの心痛にさらし、もしくはアルゼンチンと
いづれか他の外国政府との間の親善関係を侵害するいづれ

の者も、一年以上六年以下の拘禁により罰せられる。
戦争がいづれかのかかる敵対行為のために惹起された場
合には、刑罰は、三年以上一五年以下の刑務所内拘禁また
は拘禁である。

次の行為は犯罪とみなされ、これを犯す者は六ヶ月以上
一年以下の拘禁により罰せられる。

(a) いづれかの手段により、いづれか他の交戦軍に
關して国家の局外中立を、または外国との親善關係を危
うする何らかの言辞を、公にしましたは広める者。

(b) 国民主権に代えるに外国主権を以てし、または
政府を打倒し、もしくは憲法において確立された自由を
破壊または力の制度と代えるためのいづれかの教義ま
たは言辞を、いづれかの理由のために、公にしましたは広
める者。

第二二〇条 外国と調印したいづれかの条約、共和国と敵國
との間にまたは海陸の交戦軍の間に成立したいづれかの休
戦条約もしくは一時的休戦条約に違反する、またはいづれ
かの戦時旅行券(safe conduct)を正式に発行するいづれの
者も、六ヶ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第二二一条 いづれの国の元首もしくは外国のいづれの代表

者に対する免除であらうといふれを侵犯する者はいやれも、六ヶ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第1111条 国家の安全、または防衛手段もしくはその国際関係に関する政治的または軍事的秘密を漏らすいざれの者も、一年以上六年以下の拘禁により罰せられる。

同じ刑罰がかような秘密を入手するいざれの者にも科せられる。

第1113条 軽率または不注意によって、その者の地位もしくは職務により知った前条に掲げられたいざれの秘密を漏洩するいざれの者も、一月以上一年までの拘禁により、かへ一倍の期間の間の特別の資格剝奪により、罰せられる。

第1114条 不法に要塞、船舶、施設、道路またはその他の軍事設備のいざれかの設計を入手し、またはかかる場所への立入が一般に禁ぜられるにも拘らず、この目的でいざれかのかかる場所に秘密にまたは詐術を用いて立入る者はいざれも、六ヶ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第1115条 アルゼンチン政府に代つて外国との交渉をする責任があるのに、その者にあたえられたいざれの訓令からも離れて、国家に不利な方法でかかる交渉を行なう者はいざれも、三年以上一〇年以下の刑務所内拘禁または拘禁に

より罰せられる。

(注典) The Argentine Penal Code, The American Series of Foreign Penal Codes, v. 6, pp. 87-89.

七 ドイツにおけるスペイ罪の立法例

ドイツは、一八九三年七月三日付でドイツ軍事秘密処罰法が發布されている。その後、一九一四年六月三日付での法律は全面改正が行なわれ、軍事機密漏洩取締法となつた。

この法律は、一九三四年四月二十四日の刑法および刑事手続規定の改正に関する法律により廢止され、その規定は、刑法中に加入された。その後、一九五一年八月三〇日の刑法改正法律(Strafrechtsänderungsgesetz)により内乱罪(Hochverrat)国家に対する危害行為(Staatsgefährdung)および反逆罪(Landesverrat)についての全面的改正がなされた。内乱罪および背叛罪については、その後の改正はないが、国家に対する危害行為については、一九五一一年一二月一九日(九〇条サボタージ)、一九五三年八月四日(九二条)憲法に対する刊行物の輸入等)、一九五七年六月一日(九四条)憲法に対する反逆の目的の存する場合における刑の加重)、一九六〇年六月

三〇日（九六条、不法な組織の徽章の使用）の各条が改正

または増加されている。

ドイツ刑法では、スパイ行為を「憲法に対する反逆的な情報勤務」と、背叛罪的なスパイ行為とに区別して規定している。その規定は、次のとおりである。

第九二条（憲法に対する反逆的な情報勤務）

一 この法律の施行されない地域に存在する政府、党または結社のために、もしくは非合法結社またはその仕事をひきうけている者のために、ドイツ連邦共和国の存立もしくは安全を侵害し、第八八条に掲げた憲法上の諸原則を廢止し、無効にしたまは基礎を危くし、またはそのようなことを促進する目的をもって、情報のとりまとめを関与者に勧誘または援助することに着手する者、もしくは行政機関、官公署、設備、企業、結社または個人に関し、自から情報をとりまとめ、または情報のとりまとめの仕事を運営する者はいざれも、軽懲役をもって罰する。

二 未遂は罰せられる。

三 特に重い場合は、五年以下の重懲役が科せられる。

〔八一三〇一一九五一〕

第三章 反逆罪

第九九条 国家の秘密および反逆罪の定義

一 この章において、国家の秘密とは、ドイツ連邦共和国の福祉を保証するために外国に対し秘密にしていなければならぬところの事実、物件、知識、特にこれらについての文書、図形、模型もしくは雑型、または情報である。

二 国家の秘密を故意に権限のない者に知らせ、または國家の秘密を公表し、かつそれによってドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、この章の意味での反逆罪を犯すものである。

〔八一三〇一一九五一〕

第一〇〇条 反逆罪

一 国家の秘密を漏洩する者は、反逆罪として重懲役をもって罰する。

二 漏洩するためには国家の秘密を入手する者はいざれも、スパイ行為として一〇年以下の重懲役により罰する。

三 連邦議会の議員が事實状態および法律状態の良心的な審査および対立する利害の慎重な比較の上で、連邦または一つの邦の國家組織上の秩序に対する違反を、連邦議会またはその委員会の一つにおいて問責することを自己の義務

と考え、これによつて国家の秘密を公表する場合にあつては、この問責をもつて基本法または一つの邦の憲法の破壊を防止することを目的とするときは、この者は、違法行為するものとはならない。〔八、三〇一一一九五二〕

第一〇〇条 a 国家を危うくする偽造

一 真正なものとすれば國家の秘密であるべきところの文書、図形その他の物件を、ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる方法で利用するために、偽造または改造によつて製作する者は、重懲役をもつて罰する。

二 偽造、改造または不実の事実、物件またはそれについ

ての情報ではあるが、真正または真実なものとすれば國家の秘密であるべきところのものを、故意に真正または真実のものとして、権限のない者に知らせ、または公表し、それによつてドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、五年以下の重懲役をもつて罰する。

二 酗量減輕すべき事情があるときは、刑は三カ月以上の軽懲役である。

〔八一三〇一一九五一〕

第一〇〇条 c 過失による反逆罪

一 権限のない者に故意に國家の機密を知らせ、または改造または変造の物件を、ドイツ連邦共和国またはその一邦の福祉を危くさせる方法で、利用するために入手するいざれの者も、一〇年以下の重懲役をもつて罰する。

四 犯人が錯謬によつて偽造、改造または不実であると考

える國家の秘密は、偽造、改造または不実である事実、物件またはそれについての情報（第二項および第三項）と同視される。〔八、三〇一一一九五二〕

第一〇〇条 b 証拠の偽造・変造等

一 ドイツ連邦共和国またはその一邦と、外国、本法の施行地域外の地域、国家協同体または国際間の組織との間の関係にとって意義のある事実に関する証拠を、偽造し、変造し、滅失させ、毀損し、除去し、抑制し、その他その利害を傷け、それによつてドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、五年以下の重懲役をもつて罰する。

ることのできた国家の機密を、過失により権限のない者に知らせ、それによってドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、二年以下の輕懲役をもって罰する。この項の行為は、その福祉が危くさせられるドイツ連邦またはその一邦の政府の授權がなければ訴追されない。〔八一三〇一一九五一〕

第一〇〇条d 反逆罪的な関係

一 ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つに対する戦争、武力的企図または強制手段を招來し、または促進する目的をもって、この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社もしくは組織、またはこのような政府、党、結社もしくは組織のために働いている者と関係を結び、または関係を維持する者は、重懲役をもって罰する。

二 犯人がこの法律の施行地域外にある政府、党その他の結社または組織の前項以外の手段または運動であつて、ドイツ連邦共和国の存立（八八条一項）もしくはその安全を侵害し、または第八八条に記された憲法上の諸原則の一つを撤廃し、その適用を除外し、またはその基礎を覆えすことを目的とするものを、招来し、または促進する目的をもつて行為をするときは、刑は輕懲役とする。この項の罪の

未遂も罪となる。
三 前二項に記された手段または運動の一つを招來しましたは促進する目的をもって不実または甚だしく歪められた、事実に関する種類の主張をしまして流布する者はいずれも、輕懲役をもって罰する。この項の罪の未遂も罪となる。
四 第一項の特に重い場合には無期の重懲役を、第二項および第三項の特に重い場合には重懲役を、それぞれ宣告することができる。

第一〇〇条e 反逆罪的なスペイ行為

この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社もしくは組織、またはこのような政府、党、結社もしくは組織のために働いている者と、国家の秘密の通知または第一〇〇条d第一項に記された手段の一つを目的とする関係を結び、または関係を維持する者はいずれも、輕懲役をもって罰する。

二 この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社または組織のために働いている者であつて、かつ他人と前項に記載された種類の関係を結び、または関係を維持する者の罰もまた前項と同じである。

〔八一三〇一一九五一〕

第一〇〇条 ^f 国家事務の職務違反的な執行

一 ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの委任者として、外国政府、国家協同体または国際間の組織との国家事務を、故意に委任者の不利益に執行する者は、いやれも、重懲役をもって罰する。

二 酌量減輕すべき事情が存在するときは、刑は二カ月以上上の輕懲役とする。

〔八一三〇—一九五一〕

第一〇一条 附加刑

一 この章において刑罰を科せられる行為に関しては、第一〇〇条から第一〇〇条^bまで、第一〇〇条^d第一項、第一〇〇条^fによる刑に併せて多額無制限の罰金を、第一〇〇条^c、第一〇〇条^d第二項および第三項、第一〇〇条^eによる刑に併せて罰金を、故意による行為により処せられる二カ月以上の輕懲役刑に併せて一年以上5年以下の期間公職就任の無資格、および選挙権、表決権および被選挙権の喪失、ならびに公の選挙に來由する権利の喪失を、第一〇〇条から第一〇〇条^bまで、第一〇〇条^d、第一〇〇条^eによるあらゆる自由刑に併せて監視を認める旨を、宣告することができる。

現行各國刑法のスペイ罪規定（飯田）

二 第八六条の規定は、この場合に準用される。
〔八一三〇—一九五一〕

(出典) The German Penal Code, The American Series of Foreign Penal Codes, v. 4, London, 1961, pp.

57, 62-65.

八 ノルウェーの刑法におけるスペイ罪の規定

一九〇一年五月二一日のノルウェー刑法は、その第八章を「國家の独立と安全に関する重罪」と題して、二一カ条を設けている。その全容は次のとおりである。

第八章 國家の独立と安全に関する重罪

第八三条 ノルウェーまたはその領域のいずれの部分をも、外国の支配の下に置かせまたは他国に併合させ、もしくは王国のいずれの部分をも分離されるようにするなどを、もしくはそれらの事件における從犯たることを、不法に企図する者は、いずれも、八年を下らない拘禁もしくは八年以上無期までの刑務所内拘禁により処罰される。

第八四条 戰時においてノルウェーまたはノルウェーと同盟した国家に対する戦争または敵対行為を不法に惹起する者、

またはその従犯である者はいずれも、五年を下らない拘禁もしくは五年以上無期までの刑務所内拘禁により、処罰される。

第八五条 外国との軍隊間の戦争の時において、王国の局外中立の維持のために国王によって発せられた規定を犯す者、またはその従犯である者はいずれも、罰金もしくは四年以下の拘禁により、罰せられる。

特に一層悪質な情況の下では、四年を越えない刑務所内拘禁を科することができる。

第八六条 戰時において、もしくは戦争目的のために

一 ノルウェーに敵対して、武器を運搬し、またはその他軍事作戦に加わる者。

二 このような作戦に用いるための情報を敵に提供する者。

三 国内の戦争努力のために重要な施設もしくは物件を破壊し、損害を与え、または損傷することによって、ノルウ

エーの抵抗する能力を弱める者。

四 叛逆を刺戟もしくは煽動し、敵のために宣伝活動を行し、または抵抗する国民の意思を弱めることを狙つた不正確なもしくは誤導する情報を散布する者。

五 敵の利益のために活動する党または組織を、設立し、

その一員となり、それに積極的に加わり、もしくはそれに重要な経済的貢献をする者。

六 間諜として行動し、または敵もしくは前号（五号）に掲げた党または組織のために他の人が自由を奪われまたはその他の危害をうけることに同様に与つて力がある者。

七 労働もしくはボイコットの法令に合法的に従つていな工場閉鎖、ストライキまたはボイコットを、煽動し、刺戟し、そのための決意に加わり、もしくはそれに関係する者。

八 占領されたノルウェーの領土の敵による行政に不当に関係する者。

九 敵のための通商事業を行ないまたは不当に関係する者。

一〇 その他ノルウェーに敵対する敵を不法に助け、もしくはノルウェーの抵抗能力を弱める者。

または上各号に掲げる行為についての従犯である者

に対する刑罰として、三年以上無期までの刑務所内拘禁が科せられる。可罰的行動が重要さの少ないものであるときは、三年未満の刑務所内拘禁が科せられる。ノルウェーの同盟国に対し、または共通の敵との戦争において、上掲の（可罰的）行為をする者はいずれも、同様に罰せられる。

これらの条項は、これらの行為が、ノルウェーに対する軍事行動が開始され、またはノルウェー領を占領もしくは攻撃する企図が外国の権力によってなされたときに、実行されるか、もしくはその行為がかかる事情を意中においてなされた場合にも、適用せられる。

刑罰は、海外に住むノルウェー市民にその居住地の法律によつて要求された行為に対しても科せられない。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第八六条 a 重過失の結果として第八六条に掲げたような行為をする者はいずれも、五年以下の拘禁または刑務所内拘禁によつて罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第八六条 b 第八六条の条項に含まれない方法で、ノルウェー領の軍事占領の間、占領軍に明らかに不当な援助を与える者はいずれも、刑務所内拘禁により罰せられる。

その行為が国土に重大な損害を、または他人の死亡、身体もしくは健康に対する重い危害、大きな苦痛もしくは自由の長期剝奪を惹起した場合は、終身の刑務所内拘禁が科せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

現行各国刑法のスペイ罪規定（飯田）

第八七条 戰時において次に掲げる行為を不法に犯す者はいざれも、四年以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

一 軍事作戦のため重要な事実に関して入手する情報を軍の士官に与えることを拒むこと、もしくはそれの従犯であること、または、

二 敵のスパイに隠れ場、支援者もしくは他の援助を与えること、または、

三 軍事法に関する、刑務所内拘禁三年またはそれ以上重い刑罰によつて罰せられる犯罪の実行についての従犯であること。

ノルウェーと同盟した国家に対する、または共通の敵との戦争にあたつて、前各号の行為を犯すいずれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第八八条 戰時において、軍事力の補給または輸送に関する契約もしくは軍または一般人による防禦にとって重要なことを、仕遂げることに失敗する者、もしくはその従であ犯る者はいずれも、一〇年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。もし行為が国土防衛についての重大な損害、または

他人の死^亡または身体もしくは健康への重い損傷を発生したときは、無期の刑務所内拘禁を科することができる。

もし契約の違反が過失から発生するときは、犯人は、罰金または六ヶ月以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

ノルウェーの同盟国に対するまたは共通の敵との戦争における前一項の行為を犯すいずれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第八九条 ノルウェーのために他国との条約の締結の交渉中に、ノルウェーの利益に反して行為するかまたはそれを無視する者、もしくは誤らせまたは煽動することによりその従犯たる者はいざれも、一年以上の刑務所内拘禁により罰せられる。

過失によってかかる行為を犯すいずれの者も、罰金または二年以下の拘禁により罰せられる。

第九〇条 他国との関係において国家の安全のために秘密を保持しなければならないことを、不法に暴露させ、またはその従犯たるいざれの者も、三年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。ただし、秘密が他国に洩らされ

るか、または重大な危険が発生した場合は、一年以上一〇年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

犯人が不注意に行つたものであるときは、罰金または一年以下の拘禁により罰せられる。

秘密が犯人にその者の職務によって打ち明けられたものであるときは、上掲の拘禁の期間は、二分の一を増加することができる。

第九一条 第九〇条に掲げられた秘密を、それを洩らす意図をもつて、不法に自から所持または他人に所持させる者、もしくはその従犯たる者はいざれも、二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。ただし、その意図が他国に秘密を洩すものであった場合、もしくはその漏洩が重大な損害を発生させた場合には、六年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

その他、かかる秘密のいざれの所持をも、不法に自からし、または他人にさせる者はいざれも、罰金または一年以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により、罰せられる。

第九一条^a 外国のために、政治的もしくは人的関係についての情報を、秘密にまたは違法な方法によつて収集しようと努め、もしくは収集の従犯たるいざれの者も、他国への

かかる漏洩がノルウェーの利益を害したは何人の生命、健康、自由もしくは財産に危険を生ずるかも知れないということを知りもしくは理解している場合には、二年以下の

拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第九二条 戰時に軍隊もしくは軍事作戦に関する情報を、これが禁じられている場合に、不法に散布するいのちの者も、もしくはその従犯であるいのちの者も、罰金、または二年以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

第九三条 国家の安全もしくは安寧にとって重要ないのちの文書または他の物件の偽造、破棄もしくは隠匿を遂げ、または幫助するいのちの者も、二年以上八年以下、たゞし重大な危害がひき起されたときには、一二年以下の刑務所内拘禁により、罰せられる。

第九四条 八三、八四、八六、八六b、八八、八九または九〇の各条に掲げた重罪のいのちか、もしくは軍刑法の八一条のaに規定したいのちかの重罪（この法典の八三および八六条参照）を犯す一人またはそれ以上の者と氣脈を通ずるいのちの者も、後者の場合には、一年以上一二年以下の刑務所内拘禁により、その他の場合には一〇年以下の拘

禁もしくは刑務所内拘禁により、罰せられる。ただし、刑罰は、いのちの場合にもかかる重罪のために規定された最大限の刑罰の三分の二を越えてはならない。

次のいのちの者にも同様の刑罰を適用する、

一かかる重罪の犯行を公然と煽動する者。

二かかる重罪を犯す意思をもって外国権力と交渉する者。

三かかる意思をもって軍事的支配を奪いもしくは行使し、もしくは兵隊または武器もしくはその他の装備をもつてとのえられた団体を召集またはしようと用意しており、もしくは召集の準備をしまだはしようと用意している者。

四かかる重罪を犯すことを企てまたは着手し、もしくはその犯行のために金銭またはその他の利益を受取る者。

五この条に規定されているいのちかの行為についての従犯である者。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第九五条 この国土において、外国の国旗または国の象徴を公然と侮辱するが、その従犯たるいのちの者も、罰金もしくは一年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

この国土において、その外国のいのちかの代表者に対する暴行により、または威嚇的もしくは侮辱的態度により、

またはかかる代表者によつて所有されたいずれかの建物もしくは部屋に侵入し損害を発生させもしくは汚損すること

によつて、外國を害するか、またはその従犯となるいづれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第九六条 一〇二および一〇三の各条は、外國の元首に關して同様に適用する。外國の元首がノルウェー国家の当局の承認を得てこの國土にある場合には、九九、一〇〇两条が同様に適用し得るものである。

二一、二二および二三各条に規定された重罪が、ノルウェーに滯在中の外國の代表者に対して犯されるときは、自由拘束刑は、その刑の二分の一を加重することができる。

第九七条 ノルウェー領域の強制占領の間、自からまたは他人の利益のために、またはその他の目的の促進のために、占領勢力もしくはその支持者との關係または庇護を、不適当に求めもしくは利用する者、またはその従犯である者は、いずれも、三年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。罰金は、減輕事由のあるときに科せられる。

公の権限がその執行中妨害され、もしくは一般公務員、新聞、組合、協会または私人の活動への侵害が発生するとき、

もしくは重要な公共の利益がその他危うくされるとき、刑罰は、無期の刑務所内拘禁まで加重することができる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第九七条^a 政治または对外政策の国家的あり方に關するもしくは政党目的に對する与論を左右するため、外國の権力機關またはそのために活動している政党もしくは機關から、自からのためにまたは政党もしくは機關のために、經濟的援助を受けまたはその従犯であるいづれのノルウェー国民またはノルウェーの居留民も、二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日〕

第九七条^b その人の一そう正しい判断に逆らつてまたは重大な過失によつて、偽りの流言または、もし信すれば、國家の対内的または対外的安全もしくは外國権力機關とのそとの關係を危うくするようと思われる不正確な情報を、一般的に散布した者は外國の権力機關に報告する者、もしくはその従犯である者はいづれも、二年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年一二月一五日改正〕

第九七条^c この章に規定する重罪に對しては、罰金を自

由拘束刑に併科するといふがである。

〔一九五〇年一二月一五日改訂〕

ノルウェー刑法におけるスペイ罪の規定は、上掲の規定のうち、八六条、八七条、九一条^aの各条である。

(注脚) The Norwegian Penal Code, The American Series of Foreign Penal Codes, v. 3, pp. 45-51.

九 ノルウェー連邦におけるスペイ罪の規定

ノルウェー連邦の一九五八年の「国家犯罪の刑事責任」に関する法律」 об уголовной ответственности за государственные преступления^b 「へくに危険な国家犯罪」 Особо опасные государственные преступления^c 「その他の国家犯罪」 иные государственные преступления^d とに分けて規定されるが、スペイ行為に関する規定は、とくに危険な国家犯罪のうちの第一条（祖国に対する反逆）と第二条（スペイ行為）の二カ条である。なお、逆反罪または諜報罪を構成しない国家機密の漏洩（一一条）および国家機密を内容とする文書の紛失（一二三条）についての規定が、その他の国家犯罪

の中に設けられていく。

一九六〇年公布のロシア共和国刑法典 Уголовный кодекс РСФСР は、これをうけて、各則の第一章を国家犯罪と題して、上掲の国家犯罪の刑事責任に関する法律の全文を収容している。その第六四条は「祖国に対する反逆」第六五条が「諜報行為」の規定である。第六四条の六項は、連邦の法律には存在しない。

一九六〇年のロシア・ソビエト連邦社会主义共和国の刑法が規定するスペイ行為に関する規定は、次のとおりである。

第六四条 祖国に対する反逆

a 祖国に対する反逆、すなわち、ソ連邦の国家的独立、領土の不可侵または軍事力に損害を与える、ソ連邦市民により故意に実行された行為、すなわち、敵側への移行、間諜行為、国家的または軍事的機密の外国への提供、外国への逃亡、あるいは、国境外よりソ連邦への帰置拒否、ソ連邦に対する敵対行為の実行にあたり、外国に対しても援助を与えること、ならびに、権力の奪取を目的とする陰謀は、財産没収をともなう一〇年から一五年までの期間の自由剝奪、または財産没収をともなう死刑をもつて処罰される。

現行各国刑法のスペイ罪規定（飯田）

(一一一九) 一八五

b ソ連邦に対して、敵対的活動を行なうために、外国諜報機関に引入られたソ連市民が、委託された犯罪的任務を遂行するいかなる行為をも行なわず、また、任意に、権力機関に対して自己と外国諜報機関との関係を申告したばあいには、刑事責任を問われない

第六五条 諜報行為

国家的または軍事的機密を構成する情報を、外国、外国の組織、またはそれらの代表に対して提供し、または、提供を目的として情報を窃取あるいは収集すること、および、外国諜報機関の任務を受け、ソ連邦の利益を害する目的に利用するため、その他の情報を提供し、または収集することは、その諜報行為が、外国人または国籍を有しない者によつて行なわれるときは、――

財産没収をともなう七年から一五年までの期間の自由剝奪、または、財産没収をともなう死刑をもつて処罰される。

第七五条 国家機密の漏洩

勤務上または業務上委託され、または知得するに至つた、國家機密を構成する情報の漏洩は、祖国反逆または諜報行為の徵表が存在しない場合、――

二年から五年までの期間の自由剝奪をもつて処罰される。

同じ行為が重大な結果をともなつたときは、――

五年から八年までの期間の自由剝奪をもつて処罰される。

第七六条 国家機密を内容とする文書の紛失

国家機密を内容とする文書、ならびに、それに関する情報が国家機密を構成する物件を、被委託者が紛失し、その紛失が、前記文書または物件の取扱いについて定められた規則に違反したためである場合、――一年から三年までの期間の自由剝奪をもつて処罰される。

同じ行為が、重大な結果を伴つた場合には、――三年から八年までの期間の自由剝奪をもつて処罰される。

(出典) 公安調査資料、ソ連邦刑事関係基本法、ロシア原文およ

びほん訳文、同上、ロシア共和国刑法典

十 ユーゴースラビヤ刑法の規定するスペイ罪

ユーゴースラビヤ刑法(一九五一年三月二日制定)は、その各則で「民族と国家に対する可罰的行為」と題して、第一〇〇条から第一一二三条まで二四九条を設けているが、その中の第一〇五条が、スペイ行為についての規定である。それは、次のとおりである。

第一〇五条 スパイ行為

一 秘密にしている軍事上、經濟上または公務上の記録または文書を、外國国家に、そのために活動している外國の機関または何人かに、伝達または引渡す者、もしくは、外國国家に、そのために活動している外國の機関または何人かに、それを引渡すために、上記の記録または文書を、故意に手に入れる者は、三年以上の重禁固または死刑に処せられる。

二 外國の国家もしくは外國の機関の責任において、情報活動を組織し、情報活動を行ない、もしくはその活動を援助する者は前項と同じ刑に処せられる。

(出典) Das Jugoslawische Strafgesetzbuch vom 2. März 1951, (Dr. August Munda), Berlin 1952.

十一 ハンガリー人民共和国の刑法に規定する

スペイ罪

一九五〇年のハンガリー人民共和国の刑法は、その各則の第一部「人民共和国に対する可罰行為」の第二章「國家の对外的安全に対する可罰行為」を、三節に分けて規定している

現行各国刑法のスペイ罪規定（飯田）

が、その第一節を、「国家叛逆およびスペイ行為」と題し、第三五条から第四七条までの一三カ条を設けている。それは、

次のとおりである。

国家叛逆およびスペイ行為

第三五条

(†) ハンガリー国に対し敵対行為に出でさせるために、外國政府もしくは外國の団体と通謀し、または關係をもつ者は何人も、または戦争にもしくはハンガリー国に対する強制措置に、外國の力を動かすことを求める者は何人も、國家に叛逆する罪を犯すものとし、一〇年以上一五年以下の重懲役に処する。

(†) 前後の規定にかかわらず、宣戰布告が行われ、もしくは戦争が勃発したときは、無期懲役をもつて叛逆罪を罰する。

第三六条

(†) 戰時において

(a) ハンガリー国またはその同盟国の戦力、もしくはそれらと協力する戦力に、故意に損害を加え、もしくは敵軍に故意に援助を与える者。

(b) このような行為の実行を企てる者、

(c) そのために敵と交渉する者、
(d) 上記の a および b に掲げる行為を実行するため、他の者と結びつき、同一のことを他の者がそれを目指して決心するよう企て、または第一五条に規定された方法により勧誘して遂げない者は、国家叛逆の罪を犯すものとし、一〇年以上五年以下の重懲役に処する。

(e) 職務上または勤務上の義務を故意に怠る罪を犯したときは、無期懲役の刑に処する。

(f) 前項にかかわらず、その犯罪の結果、武装兵力の一人または数人が捕虜となる結果となり、殺されまたは重傷を負われ、重病をうけ、その行為によって、非常な不利を感じさせるか、または作戦の利益を著しく危険にさらせたときは、死刑に処する。

第三七条

(1) (次に掲げる者は) 国家叛逆の罪により、六ヶ月以上五年以下の重懲役に処する。

(a) ハンガリー国の重大な利益、とくにその国際的もしくは経済的事情に関する軍事的秘密もしくはその他の秘密を、探知し、もしくは職権なく入手する者、

(b) その官職の地位を利用して、官職上の委任を通じて、もしくは官庁における現存の職務上もしくは協定上の地位の結果として、前号に掲げる秘密を所有しましては知得して、それを公然と発表し、または職権を有しない者に伝え、もしくは職権を有しない者にいづれか他の方法で伝えさせる者、
(c) a および b に規定された方法でなくその所有もしくは知得に至った上記の秘密を公然と発表し、または職権のない者に伝え、もしくは職権のない者にいづれか他の方法で伝えさせ、その行為により国家の利益を危険にさらした者、
(d) a —— c に規定された行為を犯そと試みる者、
(e) a —— c に規定した行為の犯行に他の者と結び、他の者がこれらの犯行を決意するよう試み、もしくは第一五条に規定した方法により勧誘して遂げない者、
(f) a —— c に規定した行為の犯行の目的で設備を設立しましたは維持する者、
(g) その行為が戦時に犯されるときは、その刑罰は、五年以上一〇年以下の重懲役である。
(h) 軍事的秘密とは、それを職権のない者によつて知得す

ることが国防または一般に国家の安全を危険にさらすこととなるところの、あらゆる処置、指示、計画、目的物もしくはすべての他の事実である。

四 ハンガリー国の同盟国もしくはそれに協力する軍隊の軍事的秘密は、戦争の存続中は、ハンガリー国の軍事的秘密と同等とされる。

第三八条

(一) 第三七条に規定された国家に対する叛逆の刑罰は、(次のとおり)である。

その行為が、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらのために活動する人に秘密を知得させるよう、または、それに接近しうるよう、犯されたときは、一〇年以上一五年以下の重懲役。

その行為が上記の目的で行なわれ、かつ国家の利益を重大に害し、または危険にさらし、もしくは上記の目的のため窃盗もしくは暴力的行為によって秘密を入手したときは、無期の重懲役。

上記の目的のため、かつ官職上の地位、官の委託もしくは当局との法律上または契約上の関係を十分に利用して行為がなされかつその行為が国家の利益を侵害するかまたは危険

にさらしたときは、死刑。

(二) 第三七条に規定した国家叛逆の刑罰は、その行為が戦時に実行され、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらの利益のため活動する者に秘密を知得させ、もしくはそれらに近づきうるようにすることを目的としているときは死刑である。

第三九条

第三八条に基いて罰すべき犯罪の犯人に帮助をするときは、それが探索または秘密の入手の際であれ、もしくは外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらの利益のため活動する者に秘密を知得させることを目的とする際であれ、正犯として罰せられる。

第四〇条

外国の当局、外国の団体、彼らの代理人もしくは彼らの利益のために活動する者に、間諜になろうと申込み、または彼らのためにスパイ活動の準備をしたことが明らかになった者は、国家叛逆の罪を行なったものとし、一〇年以上一五年以下の重懲役に処し、戦時における場合は死刑に処する。

第四一条

(一) ハンガリー國の軍事防衛に役立てる設備もしくは施策について、権限ある當該官厅の許可なく、見取図、設計図、描写もしくは複写を作製し、もしくは公にする者、および政府機関の保管の下に現存するこのよきな見取図、設計図、描写もしくは模写を、それ自身のため、もしくは他の者のため入手し、またはそれらに関して写しを作製する者は、犯罪を行うものとし、——その行為が他の規定で重い刑罰をもつて威嚇されない限り——二年以下の重懲役をもつて処罰される。

(二) 国家の軍事的防衛の理由で、権限ある當該官厅により立入ることを公然と禁止された場所に、隠密にまたは策略を以て忍び込む者は、同様に処罰される。

(三) ハンガリー國の同盟国もしくはそれらと協力する戦力の軍事的防衛は、戦時中においては、ハンガリー國の軍事的防衛と同様とする。

第四二条

第三七条^bおよび^cに規定された行為が過失により犯されたときは、その刑罰は、五年以下の重懲役である。

第四三条
所持する権能を与えられていないのに、軍事的秘密もしく

のハンガリー國の安全または重要な利益が関係する秘密は他の文書もしくは他の事物を手もとに所持する者は、その行為が他の規定でより重い刑罰をもつて威嚇されていない限りは、一年以下の重懲役をもつて罰せられる。

第四四条

(一) 真正であるとすれば第三七条に規定された秘密であるべき虚偽のまたは偽造した文書、スケッチまたは眞実でない事實を、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらのために活動する人に伝達する者は、これらの伝達が国家の軍事的または他の重要な利益を危険にさらすことにつき該当するときは、國家叛逆の罪を犯すものとし、五年以上一〇年以下の重懲役をもつて処罰する。

(二) このよきな伝達の目的で、虚偽のまたは偽造した文書もしくはスケッチを作製し、または眞実でない事實を虚構する者は、同様に罰せられる。

第四五条

(一) 三五——三七および三九——四〇ならびに四四の各条において規定された行為の計画について、確實に知つている者は、その阻止がなお可能であり、かつ當局に間に合う届出をしないときは、企てられた犯罪が中止された場合を

除いて、三年以下の重懲役に処せられる。

(二) 犯罪者への加担者（刑法典総則二十九条）は、届出事項を実行しないことによる刑罰は科せられない。

第四六条

(一) 三五一一三七および三九一一四〇ならびに四四の各条に規定された行為の場合には、刑法総則四五条の適用により、その滞在がハンガリー国家の利益のために危険であることを理由に、共同体からの犯人の国外追放を宣告することができる。

(二) 裁判所は、判決で財産没収を宣告することができる。

(三) 三五一一三七および三九一一四〇ならびに四一もしくは四四の各条に規定された犯罪の犯行に対して事前にまたは事後にら受けとられた代償もしくは報酬は、それらの場合における前各条項の適用について顧慮するところなく、没収する。

ただし、没収を実施し得ないときは、宣言をうけた者は、受けとった対価もしくはその中に含まれている実質的利得に一致する金額を国庫に納付する義務を課せられてくる。

第四七条

(一) 第三七条bに規定された犯罪を理由に、その条項に

う設備を犯行の発見の前に、自發的行為により破棄する者を、罰することはできない。

(二) 当局が行為を公然の事実として、とくに新聞報道として知るに違いないときには、届出（四五条）の不履行は、罰せられない。

上掲の一三九条のうち、スペイ罪に関する規定は、第三七条から第四七条までの一一九条である。第三七条第一項a号、d号、e号、f号、第四〇条、第四一条は、スペイ行為の実体を示すものである。第三七条一項および二項、三八条から四五条までに規定された事項は、それがハンガリー国民によって犯されるときは、国家叛逆の罪を犯すものであるが、それらは同時にスペイ行為に関連する行為でもある。叛逆行為とスペイ行為とは、国家の秘密と安全を侵害する点では同性質のものであり、その行為者が外国人であるか否かにより区別されるものである。したがって、この両者は密接な関連を有するもので切り離して考えることは妥当でない。

十二 中華人民共和国におけるスペイ罪の立法例

中華人民共和国の反革命を处罚する条例（一九五一年二月二一日公布施行）は、その第六条に間諜罪、第七条に間諜組織への参加罪を規定している。また、国家機密保守暫行条例（一九五一年六月八日公布）には、国家機密の売渡、提供罪（同条例一三条）について規定している。

間諜罪は「国内または国外にある敵人のために、国家機密を窃取し、探索し、または情報の提供をすること」によって成立する。刑罰は、死刑または無期徒刑、情状の比較的軽い者は五年以上の徒刑。

国家機密の売渡、提供罪は、中華人民共和国の国家機密に接触する公務員またはその他の中国人が、国内外の敵人または奸商に国家機密を売り渡すこと、もしくは故意に国家機密を国の内外の敵人に漏らすことを犯罪とするもので、このような行為は、反革命をもって論ぜられる。

中華人民共和国懲治反革命条例

第六条 下に掲げる間諜または利敵行為の一を行なう者は、死刑または無期徒刑に処する。その情状が比較的軽い者は五

年以上の徒刑に処する。

- (一) 国内または国外にある敵人のために、国家機密を窃取し、探索し、または情報を提供する者。
- (二) 敵機、敵艦のために、爆撃目標を指示する者。
- (三) 国内または国外の敵人のために、武器、火器またはその他の軍用物資を供給する者。

第七条 反革命の特務または間諜組織に参加し、下に掲げる情状の一がある者は、死刑または無期徒刑に処する。その情状が比較的軽い者は五年以上の徒刑に処する。

- (一) 国内または国外の敵人から派遣され、潜伏して活動する者。

- (二) 解放後、反革命の特務または間諜組織を組織し、または参加した者。

- (三) 解放前に、反革命の特務または間諜組織を組織しましたは領導し、およびその他罪悪が重大であつて、解放後に功績をたてて贖罪することのない者。

- (四) 解放前に反革命の特務または間諜組織に参加し、解放後も引き続いて反革命活動に参加している者。

- (五) 人民政府に対し登記し、自首した後に、引き続いて反革命活動に参加している者。

(iv) 人民政府の教育を受けて釈放されても、依然として引き続いて反革命の特務、間諜と連絡をとり、または反革命活動を行なっている者。

国家機密保守の暫行条例

第一三條　すべて下に掲げる行為の一がある者は、反革命を以て罪を論し、懲治反革命条例によつて懲罰する。

- 一　国の内外の敵人に国家機密を売り渡すこと。
- 二　故意に国家機密を国の内外の敵人に漏らすこと。
- 三　国の内外の奸商に国家機密を売り渡すこと。

(出典)　中央人民政府法令彙編一九五一年三四、一九一二二頁

十三 チェコスロバキヤ刑法の規定するスパイ罪

チエコスロバキヤ刑法(一九五〇年七月一二日制定)は、

その各則の第二章「共和国の安全に対する犯罪行為」の規定中に、「スパイ行為」と題して、第八六条および第八七条の二カ条を、設けている。それは次のとおりである。

スパイ行為

第八六条

一　外国機関に漏らす目的で、故意に、國家の秘密を探知

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

する者、もしくは、國家の秘密を、故意に、外国機関に漏らす者は、一〇年以上二五年以下の自由はく奪に処せられる。

二　(次の場合)犯人は、二五年以上の自由はく奪もしくは死刑に処せられる。

(a) 祖国が高度の危険にさらされている時期に、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(b) 国家の秘密を探知することをその目的として存在する機関の構成員として、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(c) 第一項に掲げる行為が、特に重要な国家の秘密に関する場合。

(d) 特に危険な方法により、相当な範囲において、または営利的に、もしくは長期にわたって、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(e) 明文をもつて、その秘密保持を義務づけており、またはその地位に伴なつて秘密保持の義務が生ずるところの、國家の秘密を、漏らす場合、もしくは

(f) その他の特別の加重的情状がある場合

三　次の者は、五年以上一五年以下の自由はく奪に処せられる。

(a) 第一項または第二項に掲げる行為をするために、何人かと結びつく者

(b) 第一項または第二項に掲げる行為のために、外国の権力または外国の職員と結びついて行動する者、もしくは

(c) 国家の秘密を探知することをその目的として存在する機関と結びついて行動し、かつ、その活動を援助する企団を有する者

第八七条

同闇団に対してスパイ行為をすることにより、共和国に損害を与える者は、第八六条に規定する刑罰に、処せられる。

第六八条

軍務者であつて前条の行為をした者は、死刑ならびに全部の財産没収に処する。

(出典) Das Tschechoslowakische Strafgesetzbuch vom 12. Juli 1950. (Dr. Erich Schmied) Berlin 1958.
S. 57.

十四 朝鮮民主主義人民共和国の刑法における間諜罪の規定

一九六二年の朝鮮民主主義人民共和国刑法は、その第一三章国家主權への敵対に関する罪（六四条——八一条）中、第

六八条、第六九条、第七一条において、間諜行為に対する刑罰規定を設けている。

第六八条 祖国に対する反逆すなわち間諜行為、軍事的国家的機密の伝達、敵の側に逃げまたは外国に脱走する等祖国の国家的独立を侵害したり、祖国の軍事上の威力と領土不可侵に損害を与える行為を、共和国公民としてなした者は、死刑ならびに全部の財産没収に処する。特に情状が軽い場合には、一〇年以上の懲役ならびに全部の財産没収に処する。

第六九条 軍務者であつて前条の行為をした者は、死刑ならびに全部の財産没収に処する。

第七一条 間諜行為すなわち外国または反国家的団体、國家の重大な機密となる情報を伝達するかまたは伝達する目的で、それを窃取、奪取その他の方法で取得しましたは収集した者は、五年以上の懲役ならびに全部の財産没収に処する。特に情状が重く国家の利益に重大な損害を招来するような場合には、死刑ならびに全部の財産没収に処する。

(出典) 刑法読書会（金圭昇）訳、朝鮮民主主義人民共和国刑法

十五 モンゴル人民共和国刑法典におけるスペイ

行為の処罰規定

一九四二年一月一七日に共和国第二五議会で採択されたモンゴル人民共和国刑法典は、各則第一章反革命罪（五五条—六九条）中において、スペイ犯罪を規定している。第五六条、第五七条、第五九条、第六二条の各条がこれである。

第五六条 祖国の裏切、すなわちモンゴル人民共和国の市民が、モンゴル人民共和国の軍事力、その国家的独立、またはその領土の不可侵性に被害を与える行為、たとえば、スペイ行為、軍事的または国家的機密の敵への附与、敵軍への投降、国外への脱走または飛行は、最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収。

第五七条 第五六条の犯罪を軍人が犯した場合には、最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収を以て罰する。

第五九条 軍人が準備中または実行せられた裏切行為を届け

出なかつたときは一〇年までの自由剝奪。
ただし加重事情がある場合——最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収。

その他の市民（非軍人）がおなじくその届け出を怠つたときは、この法典の第六八条による。

第六二条 スペイ行為、すなわち、その内容上とくに保護を要する国家機密たる情報を、外国、反革命団体または他人に交付し、盗取し、または交付の目的で収集することは——この法典第五六条に定める刑罰処分。

第六七条 この章に規定した反革命犯罪の一つまたはいくつかを準備し、または実行する目的で、反革命団体を組織し、あるいはそれに参加することは、——この法典第六〇条に定められた刑罰処分。

第六八条 準備され、または実行された反革命犯罪を確知しながら、これを届け出ないとときは、——五年を下らない自由剝奪。

（出典） 刑法読書会（中山研一）訳、モンゴール刑法典

十六 中華民国刑法におけるスペイ罪

現行各国刑法のスペイ罪規定（飯田）

(三三三九) 一九五

中華民国刑法典（民国二四年公布）は、その第二編分則の第二章外患罪において、国防について秘密にしておかなければならぬ文書、図画、情報または品物についてなされる漏洩、交付、偵諜、収集などの行為を処罰する規定を、四力条（一〇九条から一一二条まで）設けている。このほか、中華民国には民国四〇年に公布施行された「妨害軍機治罪条例」（軍事上の秘密を侵害する者を処理する条例）が設けられ、軍事機密の漏洩、諜報行為を処罰している。また、要塞保墾地帶法（民国二六年公布施行）も国防上の秘密を保護することを目的として立法されている。

刑法および妨害軍機治罪条例に規定するところは、次のとおりである。

（刑法・第二章・外患罪）

第一〇九条 中華民国の国防に關して秘密にすべき文書、図画、情報または物品を、漏洩または交付する者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。

前項の文書、図画、情報または物品を、外国またはその派遣した人に漏洩または交付する者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

前二項の未遂犯は、これを罰する。

第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、二年以下の有期徒刑に処する。

第一一〇条 公務員が職務上知りまたは持有する前条第一項の文書、図画、情報または物品に対し、過失によつて漏洩または交付する者は、二年以下の有期徒刑、拘役または一〇〇〇元以下の罰金に処する。

第一一一条 第一〇九条第一項の文書、図画、情報または物品を偵諜または収集する者は、五年以下の有期徒刑に処する。

前項の未遂犯は、これを罰する。

第一項の犯罪の予備または陰謀をする者は、一年以下の有期徒刑に処する。

第一一二条 第一〇九条第一項の文書、図画、情報または物品を偵諜または収集することを意図して、許可を受けずに要塞、軍港、軍艦およびその他軍用の場所建築物に入り、またはその内部に滞留する者は、一年以下の有期徒刑に処する。

妨害軍機治罪条例

第一条 この条例に軍機と称するは、軍事上秘密を保守すべき情報、文書、図画または物品を指す。

前項の情報、文書、図画または物品の種類範囲は、国防部により命令を以てこれを定める。

第二条 職務上により知りまたは所持した軍機を他人に漏洩、交付または公表した者は、死刑または無期徒刑に処する。

職務上により知りまたは所持する軍機を外国またはその派遣者に漏洩、交付または公表した者は、死刑に処する。過失によりこの条の罪を犯す者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、一〇年以上の有期徒刑に処する。

第三条 値諜、収集によつて得た軍機を他人に漏洩、交付または公表する者は、死刑・無期徒刑または一〇年以上の有期徒刑に処する。

値諜、収集によつて得た軍機を、外国またはその派遣者に漏洩、交付または公表する者は、死刑または無期徒刑に処する。

第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

第四条 偶然により知得しましたは偶然所持した軍機を、外國またはその派遣者に漏洩、交付または公表する者は、七年以上の有期徒刑に処する。

偶然により知得しましたは偶然所持した軍機を、外國またはその派遣者に漏洩、交付または公表する者は、七年以上の有期徒刑に処する。

第五条 職務に非ずして知りまたは所持すべき軍機を、値諜、窃取または隠匿する者は、五年以下の有期徒刑に処する。

第六条 強暴、脅迫またはその他の方法をもつて人をして抗拒不能にして、軍機を値諜または収集する者は、死刑または七年以上の有期徒刑に処する。

前項の罪の予備または陰謀を犯す者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

第七条 許可を受けずまたは詐術をもつて許可を取得して、要塞、堡壘、軍港、軍營、軍用舟車、航空機、軍用空港、軍器廠庫、またはその他国防上禁止または制限した空中、地面、水上の指定区域の場所、または建築物に入り、またはその内部に滞留する者は、五年以下の有期徒刑に処する。ひそかに銃器または爆発物を携えて前項の指定区域の場所または建築物に、強いて入りまたはひそかに入る者は無有期徒刑または一〇年以上の有期徒刑に処する。

第八条 許可を受けずまたは詐術をもつて許可を取得して、前項第一項に指定する区域の場所または建築物に入り、次

神戸学院法学

(三四二) 一九八

に掲げる行為の一がある者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。

一 測量、撮影、描写またはその内容を記述する者

二 気象の観測をする者

第九条 第二条第一項、第二項、第三条第一項、第二項、第四条、第六条第一項、第七条第二項、第八条の未遂犯は、これを罰する。

第一〇条 この条例の罪を犯す者は、現役軍人の軍事機関による審理を除くほか、司法機関によりこれを審理する。

第一条 この条例に規定のないものは、その他の法律の規定を適用する。

第二条 この条例は公布の日から施行する。（民国四十年五月六日公布）

（出典） 張知本、最新六法金書、台北、民国五〇年、二三八頁、二六九頁。

十七 大韓民国刑法の間諜罪の規定

大韓民国刑法の第二編各則第二章外患の罪（九二条一一〇四条）の第九八条が間諜罪の規定であり、第一〇〇条（未遂

犯）、第一〇一条（予備、陰謀、煽動、宣伝）第一〇二条（準敵国）第一〇四条（同盟国に対する行為）等の各条は、間諜罪について適用されている。

第九八条 敵国のために間諜したは敵国の間諜を帮助した者は、死刑、無期または七年以上の懲役に処する。

二 軍事上の機密を敵国に漏泄した者も前項の刑と同じである。

第一〇〇条 前八条の未遂犯は、処罰する。

第一〇一条 第九二条から第九九条の罪を犯す目的で予備または陰謀した者は、二年以上の有期懲役に処する。ただし、その目的とする罪の実行に至る前に自首したときには、その刑を減輕または免除する。

二 第九二条から第九九条までの罪を煽動または宣伝した者も前項の刑と同じである。

第一〇二条 第九三条から前条までの罪においては大韓民国に敵対する外国または外国人の団体は、敵国とみなす。

第一〇四条 この章の規定は、同盟国に対する行為に適用する。

(出典) 民衆六法全書(諺鏡牛編) 四二九六版、一四六六頁—一
四六七頁

十八 トルコ刑法におけるスペイ罪の規定

一九二六年三月一日公布のトルコ刑法典(法律七六五号)(一九六四年六月に改正)は、第二巻重罪、第一部国家に対する重罪、第一章国家の国際関係を伴なう重罪(一二五一条一四五条)中に数カ条(一三三一条一一三七条)を設けて、スペイ行為に関する規定している。次のとおりである。

第一部 国家に対する重罪

第一章 国家の国際関係を伴なう重罪

[一二五一条一一三一条 省略]

第一三二条 国家の安全または国内的もしくは国際的政策に閥した書類または文書を、部分的にまたは完全に、破壊し、滅失させ、偽造し、またはそれが指定されているものとは別の目的のために用い、または詐偽により取得し、もしくは窃取する者は何人も、八年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

國家の安全のために秘密にしておかなければならぬ情報を持つ者は何人も、三年以上一〇年以下の重い監獄内拘禁によつてその発表もしくは流布を禁止されている情報を獲得

禁によつて罰せられる。国民的または国際的政策のために公表されない政府の報告書に含まれた情報もまた、法典のこの部分によれば、国家の利益のために秘密にしておかなければならぬ情報に含まれる。

特定の当局によつてその発表または流布を禁止された情報を獲得する者は何人も、二年以上八年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

もし上記の行為が戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危険にさらしたときは死刑が科せられる。

第一三三条 政治的または軍事的諜報行為の意思をもつて、國家の安全または国内的もしくは国際的政治上の利益のために秘密にしておかなければならぬ情報を獲得する者は何人も、一五年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

次の場合には、死刑が科せられる。

一 その行為がトルコと戦争状態にある国家のために実行されているとき

二 その行為が國家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたとき

する者は何人も、一〇年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

前項に掲げた行為がトルコとの戦争状態にある国家の利益のためになされるときは、犯罪者は終身の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

前二項において掲げられた行為が国家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたときは、死刑が科せられる。

政治的または軍事的諜報行為の意思をもつて、外国の安全または国内的もしくは国際的政治的利益のために秘密を保たれている情報を、他の外国のために獲得する者は何人も、五年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

第一三四条 一三二および一三三条に掲げた犯罪の実行がその書類または文書もしくは情報を持つ人の過失の結果として可能となり、または促進されるときは、犯罪者は、一年以上五年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

前項に掲げた行為が國家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたときは、三年以上五年以下の重い監獄内拘禁が科せられる。

上掲の犯罪の実行が、禁止された場所すなわち水、陸もし

くは空の区域の保護および監視の責任を有する人の過失の結果として可能となりまたは促進されたときは、犯罪者は、同様の刑罰によつて罰せられる。

第一三五条 次に掲げる者はいずれも、一年以上五年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

一 秘密にもしくは策略を用いて、軍事的理由により立入を禁ぜられた場所すなわち陸、水、空の区域に立入る者、または

二 それを所持することの十分な理由を示すことのできない第一三二条の三項および四項に掲げた情報を獲得するに助けとなる文書またはいずれかの他の物件を所持していて捕えられた者。

前号に掲げた行為が戦時に実行されるときは、三年以上一〇年以下の重い監獄内拘禁が科せられる。

第一三六条 一三三条二号三号および四号に掲げた機密扱いにされた情報を暴露する者は、五年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

もしその行為が戦時に実行され、または、国家の戦争準備もしくは戦力および戦争能力または軍事作戦を危うくしたときは、その重い監獄内拘禁の刑は、一〇年を下らないものと

アーノ。

もし犯人が政治的もしくは軍事的スペイ行為の意思をもつて行動したときは、その者は、この条の第一項に掲げた事実にあつては、重い無期の監獄内拘禁によつて、およびこの条の第二項に掲げた事実にあつては、死刑によつて、罰せられる。

上に規定した刑罰は、この条に規定された情報を現実に獲得する者にもまた科せられる。

もしその行為が犯人の怠慢によつて起つたときは、六ヶ月から一年までの重い監獄内拘禁は、第一項の状況の下における者に、および三年から一五年までの重い監獄内拘禁は、第一項の状況の下における者に、科せられる。

第一三七条 管轄当局によつてその発表もしくは散布を禁ぜられた情報を暴露する者はいやれど、三年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

もしその行為が戦時に実行され、または国家の戦争準備もしくは戦力および戦争能力または軍事作戦を危うくしたならば、一〇年以上の重い監獄内拘禁が科せられる。

犯人が政治的もしくは軍事的スペイ行為の意思をもつて行為した場合には、この条の第一項の状況の下においては一五

年以上的重監い獄内拘禁が、およぶこの条の第一項の事情の下において死刑が、科せられる。

前記の刑罰は、この条において規定された情報を現実に獲得する者にもまた適用される。

その行為が犯人の怠慢によつて生じた場合には、六月から一年の重い監獄内拘禁が第一項の事情の下において、および三年から一五年までの重い監獄内拘禁が第二項の事情の下において、科せられる。

(土耳其) The Turkish Criminal Code, The American

Series of Foreign Penal Codes, 9, London, 1965,
pp. 54-57.

十九 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約

(明治四五年一月一三日条約第四号)

条約附属書

陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款 交戦者 (省略)

第二款 戰闘

第一章 害敵手段 (省略)

第二章 間諜

第二九条（定義）交戦者ノ作戦地帯内ニ於テ対手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ隠密ニ又ハ虚偽ノ口実ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セントスル者ニ非サレハ之ヲ謀間ト認ムルコトヲ得ス

故ニ変装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ為敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ伝達スルノ任務ヲ公然執行スルモノモ亦之ヲ間諜ト認メス通信ヲ伝達スル為總テ軍又ハ地方ノ各部間ノ連絡ヲ通スルタメ轟氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三〇条（間諜の処罰）現行中捕エラレタル間諜ハ裁判ヲ経ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三一条（前の間諜行為の免責）一旦所屬軍ニ復帰シタル後ニ至リ敵ノ為に捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行為ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

二十 わが国におけるスパイ罪の立法例

(一) 刑法（明治四〇年法律四五号）

第八十五条 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ帮助シ

タル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス
軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄シタル者亦同シ

(二) 陸軍刑法（明治四年法律四六号）

第二七条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス
二 敵國ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルコト
三 軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト

(三) 海軍刑法（明治四年法律四八号）

第二二条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス
二 敵國ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルコト
三 軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト